

令和4年 第4回松田町議会定例会 会議録 (第2日目)

令和4年12月7日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 舘 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	依 田 貞 彦
参事兼政策推進課長	鈴 木 英 幸	総 務 課 長	早 野 政 弘
税 務 課 長	山 岸 裕 子	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参事兼まちづくり課長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	渋 谷 好 人	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石 井 友 子	書 記	島 秀 明
---------	---------	-----	-------

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 41 号 松田町個人情報保護に関する法律施行条例

- 日程第 3 議案第 42 号 松田町情報公開・個人情報保護審査会条例
- 日程第 4 議案第 43 号 松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 44 号 松田町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 45 号 松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 46 号 松田町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 47 号 松田町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例
- 日程第 9 議案第 48 号 土地の無償貸付について
- 日程第 10 議案第 49 号 松田町寄ふれあい農林体験施設の指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 50 号 松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 51 号 松田町寄みやま運動広場の指定管理者の指定について
- 日程第 13 議案第 52 号 松田町寄テニスコートの指定管理者の指定について

## 6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第 2 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集頂き、大変御苦労さまです。

本日も引き続き新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は10席とし、マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などをお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、発言の際は内容を明確にし、マイクを活用して発言してください。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

それでは本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問の試験録画を行います。事務局は録画の準備をしてください。

議 長 日程第 1 「一般質問」を行います。

昨日に続き一般質問を通告順に行います。受付番号第7号、古谷星工人君の一般質問を許します。登壇願います。

2 番 古 谷 おはようございます。よろしく願いいたします。議長のお許しを受けましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第7号、質問議員、第2番古谷星工人。件名、熊出没による住民の安全対策について。

要旨。熊の出没が相次ぎ、9月以降、虫沢地区では目撃、萱沼地区・弥勒寺地区では監視カメラに記録されており、いつ熊と出会うか危険な状況です。次のことについてお伺いいたします。

1、神奈川県内及び足柄上地域の熊の生息状況はどうなっていますか。

2、地域住民の安全確保対策はどのように考えていられますか。

以上2点、よろしく願いいたします。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会2日目、よろしく願いいたします。それでは、古谷議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

まず、本町におけるツキノワグマの出没の状況については、平成30年度に2件、令和元年度に10件、2年度に6件、3年度に8件、本年度は現在までに5件となっております。出没の件数は、その年によって増減がありますが、全体としては増加の傾向にあります。特に近年は人里近くでの目撃等が増えており、町民の皆さんの安全対策が不可欠と認識しているところでもございます。

最近の出没状況の詳細につきましては、9月に虫沢地区の民家近くの畑で、熊棚と呼ばれる痕跡を確認した2日後、民家庭先で熊と遭遇する事案が発生しましたが、そのまま山のほうへ逃げており、大事に至ってはおりません。11月の上旬には萱沼地区の民家裏に設置されていたカメラに熊の映り込みを確認し、その4日後、弥勒寺地区の農地にて熊出没の痕跡が認められたため、カメラを設置したところ、下旬にかけて複数回、移り込みを確認しております。さらに、直近では11月30日に萱沼地区の同じカメラにて出没を確認したところでもございます。

断定はできておりませんが、映像等によりますと、推定、体長が1メートル30センチ程度と同じ個体と分析しているところでもございます。一般的に寒く

なりますと熊は冬眠するものでございますが、近年の気候温暖化も影響してか、眠りが浅くなっているとする専門家のお話も伺っておりますので、引き続き注意喚起を行ってまいります。

それでは、1つ目の御質問にあります神奈川県内及び足柄上地域の熊の生息状況についてお答えを申し上げます。神奈川県では、全滅危惧種であるツキノワグマの生息調査を平成24年に実施され、その数は推計40頭となっております。県内に生息する地域は、本町を含む丹沢山系から足柄下地域にかけてと限られておりますが、熊の行動圏は200平方キロメートル以上のケースも実在するため、足柄上地域における正確な生息数は把握できてないとのことでございます。県内全域の目撃情報における足柄上地域1市5町の割合は、平成2年度で2割程度、3年度で4割程度、今年度10月末時点では3割程度と高い比率で推移しており、相当数が生息すると思われまます。

なお、昨年から今年にかけての足柄上地域の目撃等の情報のうち、半分以上が山北町となりますが、これは同じ個体が入里に近い箇所でも複数回、集中的に目撃されたものと伺っており、本町でも寄地区だけでなく、松田山においても昨年、一昨年と目撃等されていることに危機感を高めております。

また、目撃情報が寄せられますのは、例年柿などの秋の味覚が収穫の時期を迎え、冬眠状態を控える9月から11月頃に集中する傾向もあるため、この時期には特に注意が必要となります。

続きまして、2つ目の地域住民の安全確保対策についてお答えを申し上げます。入里の近くで目撃情報を町にお寄せいただいた際の対応手順といたしましては、熊の出没は町民の生命・財産への脅威であるため、まず町の同報無線やあんしんメール等による注意喚起を優先いたします。並行して、猟友会さんや自治会、地権者等の関係者を呼び、神奈川県への情報共有を行います。続いて、猟友会さんへの御協力等を頂きながら現地を調査し、必要に応じてセンサー式カメラの設置や誘引物の撤去、煙火による追い払いを実施し、神奈川県へ状況を報告するなどして、必要な対処等を協議いたします。

熊は食べ物に対する執着が強い習性があるため、その後も出没箇所へはパト

ロールを実施するとともに、カメラの撮影情報の確認などを通して、その場所への執着等が認められる場合は、県が保有する熊専用のわなを一定期間設置することとなります。そして、このわなで捕獲された際には、専門業者により人里から離れた奥深い山の指定場所へ放獣されます。

このように、神奈川県レッドデータブックへ絶滅危惧種Ⅰ類に指定されているツキノワグマは、基本的に保護することが前提となります。熊の出没は様々なケースが想定されますが、各種の対応は人命等に危機が及ぶ緊急的な場合を除き、保護を前提にしつつ、現場の状況に照らした的確な判断を要しますので、専門的な知見を有する神奈川県と情報共有を密にしながら連携することが肝要となります。

その上で、人も熊も不幸な状態とならないよう、まず出没を減らすための住民の安全確保対策として、家庭ごみの屋内保管や農地の適正管理などを徹底すること、または遭遇してしまった場合には、慌てず、刺激せずに、後ずさり等基本など、適切に対応する情報を広報や回覧等を通じた啓発も重要となります。今後につきましては、こうした地道な取組を積み重ねながら、出没に際しては猟友会の皆さん方の御協力と地域の理解を賜り、専門的な知見を有する神奈川県と連携し、危機感を持って対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

2 番 古 谷 回答ありがとうございます。先にちょっと申し上げておきますけれども、件名に熊ということに書いてありますけども、これはツキノワグマということに置き替えていただくというようにしていただければというように思います。これはですね、同報無線、あんしんメール等がですね、全て熊という形で町民の方に周知されてますので、私もそのような形で熊にさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、何点かですね、質問をさせていただきたいというように思います。最新の生息状況、今、回答の中にありましたけども、推計で40頭、これ、神奈川県内だというように思っております。また、調査時点が平成24年ということですので、もう10年もたっておりますので、非常に古いデータではないかとい

うふうに感じております。絶滅危惧種にですね、指定されて保護することを前提にしては、もう少しこまめな調査が必要ではないかというように感じておりますけども、神奈川県とのやりとりの中で、担当課としてですね、どのような状況をつかんでいただけるか、教えていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

観光経済課長 御質問にお答えさせていただきます。推計ということで、今申し上げていただいたとおり、平成24年度が最新であることを確認をさせていただきます。調査につきましてはですね、やはり昨今のこの状況というのが大分地域としては本当に40頭かという思いもある中で、県のほうでもですね、調査を進められております。一応今年度、個体数調査ということで、県の調査方法としては熊の目撃とか、そこの出没に関しまして、体毛なんか、いわゆる痕跡、ふんも含めてですね、こういったもので確認をし、要はDNAの分析も並行してされております。こうした個体識別を通して、ヘアトラップ調査という名前らしいんですけども、今年度行っておりですね、ただ、これが今年度で全て完了するかというと、進捗状況にもよるんですが、来年度もしくは再来年度ぐらいまでの間には結果をはめさせたいということで、最新の結果がもうすぐ出る…もうすぐというか、2年後には出るということをご希望でございます。

2 番 古 谷 ありがとうございます。今、検査を…調査をしているということで理解したいというふうに思います。自然の中にいるものですから、調査のほうも大変困難があらうかと思っておりますけども、先ほども言いましたけども、絶滅危惧種でありますので、その辺の調査が非常に重要ではないかというふうに思います。

それと、今回答の中にありましたけども、今、寄地区だけの私、話をさせていただいておりますけども、この中でですね、昨年までは松田山においても、一昨年も目撃がされているということでしたけれども、今年については松田山の出没の状況は確認されているでしょうか。お願いいたします。

観光経済課長 お答えをさせていただきます。今年度におきましては、松田地区において目撃等の情報は寄せられておりません。先ほどお話のありました昨年度、一昨年度の話ですけども、特に昨年度はですね、松田山で錯誤捕獲ということがござ

いました。個体を私も近くに行ってみせていただいて、猟友会の皆さんと放  
獣までということになったわけですが、やはり松田地区でかかるというこ  
とが近年出てきておりますので、そこら辺は注意を払ってまいりたいと考  
えております。

2 番 古 谷 ありがとうございます。毎年ではないんですけども、松田山に出ていると。  
松田町にはそれぞれ、寄地区、松田町に数頭…数頭というか、何頭かいるとい  
うような感じかなというように受け止めております。

それでは、今回、虫沢地区に熊が出たときにですね、ちょっと私、ちょうど  
対応させていただきました。というのは、直接家に電話がかかってきて、  
熊が出ているみたいだということでしたので、これは危ないなということで、  
現地へ行ってですね、確認をさせていただきましたので、その辺のちょっと経  
過を話していただいて、次に進めさせていただきたいというふうに思います。

9月17日の土曜日のお昼休みにですね、近所の方から、午前中に草刈りに行  
ったら栗の木に引っかき傷があったと。また枝が折れていると。熊が来ている  
んじゃないかなということで、確認ができないかと連絡が私のところがありま  
した。私も知識がありませんので、猟友会の方にちょっと連絡をしてですね、  
来てもらって確認してもらったら、熊棚があるので間違いないだろうというよ  
うな結果となっております。

この場所ですけれども、民家から町道を挟んで50メートルの、約50メー  
トルのところだということで、非常に危険だなということで、その後ですね、土  
曜日だったんですが、町のほうに連絡をさせていただきました。それから、そ  
の日の夕方には、確認用のカメラを設置してもらって、翌日だと思うんですけ  
れども、鹿、イノシシ用の捕獲おりを設置していただいたという経過がありま  
す。

回答の中にもありましたが、その2日後に民家の庭先で熊と遭遇して、その  
熊はそれ以降ですね、山のほうに行ったと思うんですけれども、カメラにも写  
ってませんでした。その後ですね、おりの撤去がされたというような経過にな  
っております。

1つここでお伺いしたいのが、一番最初に熊ではないかということで、住民の方々に周知をしなければいけないというように思いましたので、同報無線で流せないかという話を担当のほうにさせてもらったんですが、熊の確認ができないので、ちょっとこれは無理ですということで、町内会の連絡網で周知をした経過があります。この同報無線の関係でちょっとお伺いしたいと思いますけども、担当課としてですね、これを放送するに当たり、何か決め事があって、確認ができないから流せないとか、そういう決め事があればですね、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

観光経済課長　　まず、虫沢地区の目撃等からですね、ということでございます。先ほど大体の流れというのをおっしゃっていただいたわけでございますけども、まず、同報無線につきましては、9月の19日に実施をさせていただきました。これは目撃があつてからということでございます。17日の時点、熊棚と思われる柿の木ということで出た時点のときは、町としては当日現地を赴きまして、トレイルカメラを設置して、しっかりと熊であることの確認をしたいということであつたように思います。

同報無線の最終的にはその情報の出す基準でございますけれども、やはり確実性というところがあるろうか、大事かと思っております。そういう意味では、この一番最初の時期でやれるかというところは、ちょっとその判断にどうしても至らなかったというところでありまして、ただ、その後の情報としては、状況としては、目撃等を含めた客観的な事実がありましたら、早々にやらせていただいたということでございます。

2番古谷　　ありがとうございます。今ついでに聞けばよかったんですが、この放送に關しまして、松田地区・寄地区、同時に放送しているのか、それとも出沒した該当地区だけに放送しているのか。その辺、もうちょっとお伺いしたいと思います。

観光経済課長　　熊の出沒に關しましては、まず寄地区で今回、複数回あつたという流れもでございます。そのときには寄地区のみに同報無線をさせていただきました。ちょっと併せて申させていただきますと、先ほど議員おっしゃったようにです

ね、リスクという意味では、すぐ近隣の方に触れていただいたということは大変感謝申し上げます。当然、自治会長さん含めて情報共有を図る、プラスしてですね、緊急の回覧、自治会の回覧ですね、そこは地域限定になろうかと思えますけども、こういったこともやらせていただいております。（「あんしんメール。」の声あり）プラスしてあんしんメール、無線がどうしても届かないお声も頂いておりましたので、あんしんメールも実施してございます。

2 番 古 谷 ありがとうございます。いかに情報提供するかというのが一番大事じゃないかなというふうに感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、次はですね、萱沼地区、弥勒寺地区に相次いで出たということで、同じような、同じ個体じゃないかという報告書の中に、回答の中にもありましたけども、これの捕獲の対応ということで、多分捕獲のおりを設置をされたのではないかというように思ひますけども、この捕獲のためにですね、神奈川県管理の動物なので、県との調整が非常に難しい対応があろうかと思ひますけども、この熊用のわなはですね、県のものを使用したものなのか。虫沢と同じように、鹿・イノシシ用のおりを使用したものなのか、その辺をちょっとお伺ひしたいと思ひます。

観 光 経 済 課 長 お答えをさせていただきます。わなの設置の件についてでございます。先ほど町長からの答弁でもございましたとおり、わなの設置に関しては、こういった熊という、ツキノワグマというレッドデータブックにも出ている絶滅危惧種でありますので、対応についてはいろいろ慎重を期す必要があること等からですね、神奈川県でもって保有されているわなの設置となります。設置に当たりましては、まず段階的な部分がございますけども、最初出てきてすぐに設置というわけにはいきません。やはりその場所に置く妥当性、これは先ほど申し上げたように、食物に対する執着、その地域に対する執着、何回か来て、やはりそこに置く必要があるということを含めてですね、置く場合があるわけがございますけども。そうですね、今おっしゃっていただいた虫沢地区に置いた箱わな、いわゆるおり型のもの話になりますけども、これはあくまで熊用に我々が単純に設置がなかなかできないものでございます。熊というのは、先ほ

ど言った保護的な側面、これに加えましてですね、これも聞き及んだ話ですけども、今回松田でも熊、出ているわけですけども、ほかのところで出た場合ですね、そういったおり式の箱わなが熊が入ったと。入った後に破壊されたという事例もあります。そうしますと、やはり専用のわなでなければならないのかなというふうに考えております。

今言った手順というのを一通り踏みます。執着性がある、そこに来ること。さらに、じゃあそこに来ないように追い払い、熊が嫌がる処置等もする。そこに来ないように食べ物も撤去する。こういったことを一通り繰り返してやった中で、それでも来るということになった場合は、わなの設置というふうな形で県と協議を進めていくと、こういう手順でございます。

2 番 古 谷 ありがとうございます。直近では11月30日に監視カメラに確認をされたということですけども、この以降ですね、今のところ出てないような気がするんですが、まだここにおりが設置はされているでしょうか。虫沢の場合は2週間ぐらいたって、確認ができなくなって2週間ぐらいたって撤去をしたんですけども、今回、11月30日の出没の後ですね、まだ日が浅いんですけども、まだ設置してあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

観 光 経 済 課 長 わなの設置状況についてお答えをさせていただきます。11月ですね、一番最初にそのわなを設置した場所にあっては、11月11日から熊の痕跡等が認められたわけでございますけども、その後、県のほうでも至急に対応していただいて、わなの設置をいたしました。ただですね、その後、30日に先ほど見たと、目撃があったという場所については、そのわなの設置の箇所ではございません。萱沼でございました。そういった状況を県ですぐまた確認をされた後ですね、12月の2日には撤去を、もう既にわなは撤去をしております。

2 番 古 谷 分かりました。もう撤去はされたということなんですけども、もう少しですね、確認、出没の確認がとれなくなってから、もう少し長い間置いておいていただければなというように考えますけども、これはまた県のほうとの対応の中でお願いしたいというように思います。

それから、ちょっと先に戻っちゃうかもしれませんが、目撃情報がなぜ

多いのかということをちょっと考えたところですね、山に食べるものがなくなって里に来ているのか、生息頭数が増えているのかというちょっと感じました。これは今、調査がされているので、この辺をですね、待ってみたいというように思います。

それと、ちょっと古い話で申し訳ないんですが、私、農協に勤めていまして、もう三十数年前なんですけども、有害鳥獣の担当という形で、いろいろ仕事をしていましたけども、その頃にはですね、熊の被害というのはなかなか話は聞いてませんでした。ここ近年、熊の被害が多いのと、当時は鹿のメスは駆除ができないということで、鹿の被害、イノシシの被害も大分あったというように記憶しております。現場へですね、確認に行きますと、確かにひどい被害があって、すぐに駆除してくださいということで、迅速に駆除ができるように、県のほうと、当時は県の管理でしたので、やってみましたけども、今になって、ここできてちょっと思い出したというような経過があります。

それでは、2つ目の安全対策の関係に移らさせていただきます。回答の中にもありましたけども、どうしても秋に出没の傾向が多いという回答もありました。これは冬眠前にですね、栄養を蓄えることが目的で、栗・柿等を食べに来てるというふうに思いますけども、毎年ですね、このような傾向が繰り返されるかもしれませんので、秋になる前に地域住民の方に農作業中だとか散歩中、その辺の注意喚起をすればですね、より安全になっていくんじゃないかと思えますけども、これに関して、何か町のほうとして考えていることがあればですね、お聞きしたいというように思います。

観光経済課長 お答えいたします。注意喚起についてですが、先ほど来出て、目撃があった場合の対応、これが自治会さんの回覧、あんしんメール、こういったものを含めてやっておるわけですけども、やはりこの近年、タイミングがですね、毎年11月頃に目撃があると、錯誤捕獲等もいろいろな対応をすることが大分集中しております。この傾向は、より鮮明になってきておりますので、事前のやっぱり注意喚起というのも非常に大事だと思っています。事後で今回いろいろやらせていただいたんですけども、やはり先に、先んじて皆様にいろいろな情報を

お渡ししなきゃいけないというふうに感じておりますので、そういうふうには後は努めたいと考えております。

2 番 古 谷 来年の話になりますけども、ぜひですね、事前に注意喚起のほうをお願いしたいというふうに思います。

それから、有害鳥獣駆除の中で、鹿・イノシシを今、猟友会の方々に協力頂いて、大分やっけていただいておりますが、くくりわなに熊がかかって、二、三年前もですね、駆除されたという話を聞いてますけども、ここ、くくりわなにかけた場合には、逃げられる可能性が非常に高いんじゃないかということで、この辺の対応をですね、緊急にしなきゃいけないという事態になってくると思います。ですので、急を要する場合のですね、県との対応の仕方についてお伺いしたいというふうに思います。

観 光 経 済 課 長 緊急時の対応についてお答えをさせていただきます。今、議員おっしゃっていただいたくくりわなに間違っ、イノシシ・鹿のために設置していたわなに間違っ熊が、ツキノワグマがかかるといった事例は、ここ数年、毎年のように起こっております。この場合ですね、先ほどちょっと申し上げた松田山の場合、また4年前ですかね、寄地区でもありましたけども、こういった場合ですね、1つ目としては山に放獣という流れをうまく作り上げることができたものもございます。ただ、そうではなくて、例えば人里に近い、学校に近い、しかもわなにかかっはいるけども、どうもかかりが浅い。熊の足と鹿、イノシシの足の太さは違いますから、どうしてもかかりが浅い。しかも興奮をする。また時間帯もございます。こういった場合というのは、やはり相当な危険性が及ぶという判断になろうかと思ひます。こういった状況というのを前提として、保護動物でありますから、神奈川県さんのほうと情報共有をして、協議をした中で、致し方なく捕殺をするという結論に至ることがございます。神奈川県との協議では、やはりそういった客観的にどれだけ危険性があるか、こういったことをよく御説明をして、最終的に協議結果として対応しなければならないというような、大きい流れとしてはそのようになっております。

2 番 古 谷 今、話の中にありました、外れていれば危険ですので、それを一刻も早くで

すね、何とか処置しなければいけないというふうに思いますので、県とです、連携を密にさせていただいて、その辺の対応のほうはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それとあともう1点です、回答の中にありましたように、農地の適正管理ということであり、これは高齢化等が進んで、荒廢地が非常に多くなつてきて、熊だけではありませぬけども、鹿・イノシシに対しても、荒廢地があるとどうしても隠れ場所になつたり寝床になつたりしておりますので、その辺は農業委員会さんを通じたりです、しながら、適正に管理ができるような形をとれるようにしていただきたいというふうに思ひます。

それとあと、山のほうには、多分餌になる木が、実がなるようなものがないかというふうに思ひますので、この辺もです、この後、田代議員の一般質問の中にもちょっとありましたけども、そちらで触れられるかなと思ひますけども、植樹なんかも必要になってくるかなというふうに考えております。

それからあと、最後にお願ひというか、神奈川県とは連携を非常に密にさせていただきながら、地域住民の安全確保されるようお願ひしたいというふうに思ひますし、今回の出沒もそうですけども、イノシシ・鹿の駆除に関しましては、担当課また猟友会の皆さんの方々の御協力があつて初めて成り立っているというふうに思ひますので、ここです、それぞれ皆さんに、感謝を申し上げたいというふうに思ひます。

以上で一般質問を終わりにさせていただきます。

議 長 以上で受付番号第7号、古谷星工人君の一般質問を終わります。

録画の操作の間、少しお待ちください。

受付番号第8号、田代実君の一般質問を許します。登壇願ひます。

5 番 田 代 それでは、議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第8号、質問議員、第5番 田代実。件名、令和5年度予算の農林業施策に対する町独自の支援策について。

1、ジビエ処理加工施設は、猟友会への委託を念頭に、令和5年1月から運

営される。加工された鹿肉とシシ肉は、小田原・箱根の事業所やJ A直売所への売り込みを行うとのことであるが、その進捗状況と特産品としての販売戦略は。

2、農業振興策の1つに新たな作目を考えているとのこと。一方、松田・寄地区の荒廃農地解消のため、農地にクヌギなどを植栽できる。そこで、町独自の施策としてレモンやオレンジ、クヌギなどを植栽する補助制度の創設については。

3、松田町ではツキノワグマが出没している。町は地域住民の命を守るため、熊の餌の資源となるブナやコナラなどを生息地に植栽するよう、地権者や関係団体に指導し、支援策を推進することは。

以上、この3点の質問に関しましては、昨年の12月議会からこの9月議会まで、私が一般質問をして、町長からはそれなりの回答を頂きました。そのような経緯から、今回は一步踏み込んで、5年度予算で町独自の施策を展開できるか否かについて、このことをポイントに、町長には明確な回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

町長 それでは、田代議員の御質問に順次お答えを申し上げます。まず、施設は今月16日に完成を予定しており、完成後は建築基準法の完成検査や食肉処理場の許可を受けるため、保健所の確認を受けることとなります。また、施設の利用については、登録を義務づけておりますため、利用者に必要な知識や技術等を取得いただく講習も開催する予定としております。

こうした準備行為、さらに施設の管理委託に関する調整が整い次第、現時点では来年の2月頃から試験的な運営を開始したいと考えております。施設を開所する際には、地元の方々に内覧をしていただきますとともに、連携する足柄上郡の4町、J Aかながわ西湘、猟友会さん、及び関係する皆様にお披露目の場を設ける予定ですので、その節にはよろしくお願い申し上げます。

それでは、1つ目の御質問にお答えいたします。ジビエの販路開拓の進捗状況ですが、現時点では確実な販路を確保しているというふうには至っていないものの、一部地元商店さんより関心を示してくださるお声を伺っております。

また、以前にも申し述べましたが、本事業は広域で取り組むスケールメリットを生かしていくことに御理解を頂き、JAかながわ西湘さんにおかれましても特産品化や販売に関する連携協力を賜ることとなっております。施設が本格的に稼働する際には、こうした様々な主体と積極的に調整をしてみたいというふうを考えております。

次に、ジビエのブランド化戦略につきましては、ほかの商品との差別化された魅力的なネーミングやメディアへの情報発信、事業者への営業活動などが想定されているところですが、公共においては県下初の施設でもありますので、まずは安全で良質なジビエの安定的な確保等を目指す中で、魅力的な販路を確立できるよう取り組んでまいります。

2つ目の質問にお答えをいたします。町独自の施策として、レモン、オレンジ等の植栽への補助制度の創設に関しましては、議員が御懸念されている荒廃農地の拡大が環境安全面に及ぼす影響であると承知しており、これを知恵と工夫で解消する一案としての御提案と思慮いたします。

今後の農業施策については、人・農地プランに係る意見交換等の状況を踏まえて、町、農業委員会でも議論を重ねているところでもあります。特に毎年度実施している農地パトロールの結果からは、担い手の不足により農地の荒廃地化が進んでいることに鑑み、新規就農者を呼び込むことを一つの柱にし、支援策の充実を図るとの意見が出ておりますので、農地の集積を進めるとともに、新規就農者の確保に向けた取組を進めてまいります。

御提案のありましたレモン、オレンジ、クヌギ等の植栽への補助制度の創設については、農業委員会またJAかながわ西湘及び県技術センターの専門的な知見を参考に、営農者の皆様からの御意見を賜りながら新規就農の促進にもつながる取組を研究してみたいと考えております。

最後に、3つ目の御質問になりますツキノワグマの餌になるブナ、コナラ等の生息地への植栽促進に向けた支援についてでお答えをいたします。本件につきましては、昨年12月にも御質問を頂戴し、様々な問題が提起されたため、県に申入れを行ったところ、本年8月、専門家を招き、足柄上地域を対象とした

研修会が県主催で開催されました。この際には、活発的な質疑があり、議員御質問の回答に資する内容がございましたので、その一部を御紹介いたします。

里山よりも魅力ある山の中の植樹、餌場の確保はという質問に対しまして、県ではスギなどの人工林の間伐や土壌保全を行い、広葉樹等の生育を施しています。また、生息環境を植樹によって改善することは、実際の植樹できる場所の広がりや、鹿による採食圧などを考えると、現実的ではございません。生息域となる奥山山地では大きな開発もないため、近年の餌資源上に大きな変化はないと考える一方で、人里近くの廃棄果樹等が熊にとって魅力的な餌資源となっていることから、人里での防除対策が重要ですとの回答がありました。

全国的なデータから、山の恵みが凶作の年は熊の行動範囲が広がり、里山への出没が増加するものは確かでございます。今後も水源環境税や森林環境譲与税等を活用し、御提案の趣旨を踏まえながら、奥山と里山における森林環境の向上を図るとともに、人里における放棄果樹や家庭ごみの撤去等を啓発し、人と熊が共生する環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

5 番 田 代 丁寧な御回答、ありがとうございました。それでは、3点について順次再質問をさせていただきます。

初めに、ジビエ処理加工施設の関係です。この施設の整備につきましては、用地問題はじめ建設費の高騰、再三の補正対応させていただいて、明許繰越しして今年完成に至るわけです。大変厳しい投資事業であったと思いますが、町当局の御尽力により完成わずかになりましたこと、敬意を表します。

私、この質問をさせていただいたのは、この公共施設は普通の公共施設と違って、完成後にどのように活用するかが、これがもう最大のポイントだと。有害獣対策を成功させるには、この施設の成功があって、根本的な解決策につながるものだと私は考えております。そのようなことで、完成後のうまくいくために、どのような考えで町はやっているのかということテーマに質問させていただきますので、よろしく申し上げます。

初めに、完成後に建築基準法の完成検査、食肉処理業の許可、それと施設の

利用について、利用者に知識や技術を取得するための講習会と、これを事前に行うというふうなことなんですけど、どのようなスケジュールで行っているのかと。これが1点目の質問です。

観光経済課長　それでは、スケジュールに関する御質問についてお答えをさせていただきます。工事のほうが先ほど申し上げたとおり完成をいたします。そうしますと、基準法上の確認、また保健所の確認ですね、これを12月中に行います。またですね、プラスして、講習も含めた、条例に基づく登録の制度、こういったものをさせていただくつもりでおります。これは1月に保健所さんのほうの講習、またジビエの処理のスキルアップ、プラスアルファの部分についての講習も、ジビエ振興協会さんという組織がございますけども、今そちらと調整をして、1月、2月にかけてやっていきたいというふうには考えております。そうしますと、最初、当初1月というお話を申し上げていたんですが、工期の遅れも含めて、ちょっと2月からのスタートということで今のところ考えております。

5 番 田 代　1月までのスケジュール、大体分かりました。次に、2月からです。2月から試験的な運営、これ、私も今、冒頭お話ししたとおり、販売、鹿肉の販売が大きなポイントです。保健所とかジビエ協会ですか、そういったところを招いて、解体の講習会ということですよ。そこまで理解できます。この後なんですよ、私がここで質問してるのは。当然、売る場合に、スーパーとかいろいろなを見てもみますと、商品の品質表示ということで、真空パックしたものに生産地、材料名、販売責任者、賞味期限、こういったものが大体ついてるわけですよ。今回の肉というのは、当然これが見えなければ、いろんな面で難しいと思います。それ以外に販売上のいろんな諸注意、それと販売するために、ここで言うと試験的な運営と言ってます。そのためにはチラシとかリーフレット、そういったものを民間であれば、もう建物を造り始めたと同時に販売戦略を行ってます。役所ですから、そこまでは難しいと私は思います。作るまでも大変だったんでね、そこまでは申し上げませんが、ここで試験運営ということは、もうそれに集中してやっていかなければいけないという中で、今、私のお話しした表示面の内容、あとはチラシ、リーフレット、それをどういうふうに猟友

会と連携してやっていくのか。その辺についてのお考えをお願いいたします。

観光経済課長 完成後の販売に向けての取組でございます。お話のありました、まず生産の情報につきましては、今回の整備の中でですね、いろいろなものを売るときに表示がラベリング、こういった機械等も用意はしております。試験的な期間におきましては、先ほどおっしゃっていただいた商品としての販売戦略で、どういうふうにPRを打つかというところまでは、2月の時点ではまだ至らないと考えております。と申しますのは、試験的などというこのものが始まったときに、どれだけ安定的に施設を御利用いただけるか。これは事前の講習でもやるわけですが、始まる際にはこういったところをより徹底していく期間かなと。2月、3月程度を調整の中で頂ければなというふうには考えています。最終的にこれを広域でやっていく中で、よく議論しながら戦略というのをよりよいものにしていきたいと考えております。

5 番 田 代 時間の関係で、そこまでいってないということで、今、言ってますけれども、前回の3月の質問の回答文、町長も課長も十分承知されていると思いますけれども、1点目はJAかながわの直売所、それと小田原・箱根の事業所、そこに売り込んでいくんだという表現であったのが、今回の回答ですと、売り込むにはリーフレットなりチラシがなければ駄目です。それと、そういった具体的な表示、そういった品質表示が示されるものが、ある程度もうこの段階で固まってないと難しいと思います。それが今回は、一部地元の商店さんよりも関心を示してくださるというお声も頂いておりますということで、昨年12月の私の質問からすると、すごい後退しているようなイメージです。それに対して、今この辺はそういうふうに取り組んでいくと言われたんですけども、どこまで進んでますか。まずそれについて回答ください。

観光経済課長 販路の調整状況、特にJAさんと小田原等のということで、前申し述べた状況について御報告をいたします。JAさんとは、販路等も含めてですね、先ほど答弁書で申し述べた内容というものを協定書を結ばさせていただきました。より、ここで確約的な部分になっていようかと思っております。ただ、量的なものとか、供給を含めてですね、ここの細かい調整というのは、じゃあどうな

んだと言われたときに、まだしっかりとお答えすることができない部分があって、ということでございます。

2点目の小田原等の事業所、こういったところに関しましては、もともとJAさんがいろいろつながりもあるよというところでお伺いをしてもらったわけですが、さらに地元の金融機関さんからもですね、こういったところへの営業的な部分について御協力を頂ける旨の話を頂いております。つきましては、小田原・箱根のじゃあどこというところは、まだ申し上げられません。以上です。

5 番 田 代 回答ありがとうございます。先ほども私、話したように、一つ一つステップアップしていくのに、足場を固めなければいけないと。そういう中でどういう展望かというふうな質問をさせていただいています。ですから、今の課長の回答はそれで結構です。

ただ1点、JAの直売所は朝ドレでよろしいですよ。販売していくという、前回の私の質問では、JAの直売所で販売。それを受けると、JA直売所の朝ドレで販売するための協定書を締結したと、このように理解してよろしいでしょうか。

観 光 経 済 課 長 すみません。言葉のちょっと適切であったかあれですけども、個別ではございません。全体としての包括的な協定の中で、その項目を入れさせていただきました。

5 番 田 代 ありがとうございます。私もそう思いました。朝ドレ、現場を私、何回か見えています。うちでも農産物があるから、一度JAに売ってもらえないかなって話したら、年に2回なんですよ。農家が朝ドレで売するために新規参入するには、ちょっと月がね、自信ないんだけど、6月と12月というふうな聞いたような気がします。そのぐらいまでに申請すると、半年間、いいですよということで、空いていれば、売り場が空いていれば。それで、それから更新、更新でいくようなんですよ。見ると、冷蔵食品ですから、もう既にたくさんの地場の冷蔵食品が置いてあります。そこに入って行くのというのは、ちょっと厳しいかなって感じがして、どのように直売所で販売されるのかなってというふう感じたも

ので、今、質問させていただいたんですけど、現時点の情報で、その件に対して何か情報がありましたら、お知らせください。

観光経済課長 現時点の情報ということでございます。私も当然現場は…現場というか、店舗のほうを見させていただいております。その確認した中では、既にいろいろな商品が入っていることも承知はしております。ただ、先ほどJAさんとの話は協定で結んだこととですね、プラスJAさんとのお話しの中で、具体的にその場所も含めたお名前が出たこともございます。そういった意味で、前向きに御検討いただければと。JAさん、いろんなまたパターンがありますので、いろんなところ、そこだけに限らず調整をしてみたいと考えています。

5 番 田 代 分かりました。そういったことで、人的支援、いろんな面でお願ひしたいと思ひます。

最後に、私、地元議員として御質問したいのが、例えばこれ、事業名で言うと、松田町ジビエ処理加工施設という名称が正式名称になるのかなって感じします。前回は12月で質問したとおり、親しみやすい愛称、地元で言うと何かマイナーなものを押しつけられてしまった。だから何か大きい看板に、皆さんに認知されてかわいがられる施設、そういうふうなことで、愛称、名前をつけるというふうにご回答頂いてます。その件に関してはどのようななっているでしょうか。

観光経済課長 愛称の件につきましては、当然記憶をさせていただきます。施設がもうすぐ完成をここで控えております。先ほど申し上げたように、2月にはある程度お披露目をさせていただくタイミングかなと。これまでの間にしっかり愛称を定めていくつもりです。広域でやっているという中では、担当課長の会議を12月中に行う予定でございます。この後に協議会を設立して、全体的に首長を含めた中で合意を図って名前を決めていくという予定でございます。

5 番 田 代 今のお話ですと、お披露目、4町の共同施設ですから、お披露目を行うと。そのときに発表されるということによろしいですか。はい、ありがとうございます。1点目については、先ほど申し上げましたように、町行政の人的支援ということで、いろいろ成功するために質問させていただきました。これに対し

てトップである町長のお考えをお願いしたいと思います。

町長 今御質問頂いた件については、担当課長が話をしたとおりでございます。やはり行政が主導してやっていくべきものを、やっぱり官民連携で一緒にやっ  
ていこうという姿勢がありますから、私の場合はほかの指定管理だとかいうこと  
も、常に伴走型だというふうなことを言っております。ですので、やっていた  
だいている民間の方々に、極度な負担がないように、当然行政支援、また人的  
な支援、あとは提案だとか、あとは先ほど言われる販路の拡大の営業だとか、  
そういったことは町が責任を持ってやっていかなきゃいけないかなというふう  
に思っております。

また、販売のことについて、今のところ一つずつ、いろんなことを重ねて一  
つずつ今、事務のほうも進めているところでもあります。やはりコロナでなか  
なかいろんな人に会うのが少なくあった時期もありますけども、この連携で、  
この場所にですね、造らせていただいているということは、このかいわいの経  
済界の方々もよく御存じです。お会いした際には、いつ頃できるのというよう  
な話とか、いつ頃から供給できるのかなという話を常に頂いていて、どっちか  
といえば今現在調整中なので待ってくださいという話をしているところでもご  
ざいます。また、せんだって、小田急電鉄さんのほうに、社長にお会いしに行  
きました。その際にもですね、いろんな話の中から、今、ハンターの育成等々  
にも小田急さんも取組されている中でですね、ジビエの処理加工施設が我々も  
できますので、ぜひ小田急グループのほうの食材としても扱っていただきたい  
というふうな、これは社長と私の口頭の話ですけどもね、そんな話もさせてい  
ただいております。ですので、非常に全体的に期待をされているところでの  
で、今後町としてもしっかりと支援をしてまいりたいというふうに考えており  
ます。以上です。

5 番 田 代 町長、ありがとうございます。今お話のあったように、町長はトップですの  
で、トップとしての外交、トップセールスに努めていただいて、このジビエの  
販売について成功を導いていただきたいと思います。

一方の担当課については、大変だと思いますけれども、ここからが私、勝負

だと思います。施設を造るのはお金を出せばできます。先ほどお話があったように、官民連携でやっていく。そのためには、このジビエは本当に特殊ですよ。ハンター、猟をされる方が高齢化になってる。寄も松田も。その中で今、一生懸命宣伝して、ハンター塾をやったり講習会をやったり、外に発信しているから、若い人が入り始めていると聞いています。やはり販売先があって、しっかり経済的なものがセットになれば、もう少し後継者を呼び込める。そのためには、この加工施設をどういうふうに販売するか。公共施設は完成したらもう指定管理者にお任せするのと、私は今、違うと申し上げましたのは、それを支える方、そういった方が一緒にセットでやっていかなければいけない。そのためにはいろいろ大変だと思いますが、その辺の気配りをしながら、うまく販売できるようなソフトを委託先の団体と情報交換、キャッチボールをしながら、成功させていただきたいと思います。以上が1点目です。

2点目の質問です。町独自の施策としてのレモン、オレンジ等の植栽への補助と。これについては私は財政的な支援というふうなことで質問させていただきました。それで、残念だったのが、ここの回答の、担い手の不足から農地の荒廃化が進んでいることに鑑み、新規就農者を呼び込むことを一つの柱にし、支援策の充実を図るとする意見が出ております。これは人・農地プランの意見交換会ですね。農地の集積を進めるとともに、新規就農者の確保に向けた取組を進めてまいります。これ、全然私は分からないです。

まず聞きたいのが、新規就農者、呼び込めます。あと、作目、どうされます。農業委員会なり、農地を担当する観光経済課で、いろいろ施策あると思います。私は農家の一員として、新規就農者を呼び込む。ほんとこれ、できるの。もし呼び込むんだったら、何の作目をやるのか。これについてまずお答え願います。

観光経済課長

お答えをさせていただきます。答弁の中で、先ほど新規就農を呼び込むというところが人・農地プランのところからかという話でございましたけれども、議論を重ねている場所としては、町の農業委員会でございます。新規就農を呼べるかどうかということに関しましては、松田町では議員おっしゃるとおり非常に中山間地であり、新規就農を呼び込むのがなかなか難しい状況にあります。

プラス、作物の問題も課題として認識をしてございます。ただ、農業委員会での議論の中でもございますけれども、やはり新規就農に係るですね、いろいろなバックアップ、支援体制というものが松田町はなかなか薄いということもあります。ほかの町と比べてそういうところもありますので、そういった側面から議論を進めているところでございます。

5 番 田 代 この回答の結びの部分ですよね。私は、レモン、オレンジ、またクヌギも荒廃対策の一環として入れております。これに対する町独自の予算、それを5年度で見てもらえないかって質問してます。それに対して最後の結び、レモンやオレンジ、クヌギ等の植栽への補助制度の創設については、農業委員会、JAかながわ西湘、及び県技術センターの専門的な知見を参考に、営農者の皆様からの御意見等を賜りながら、新規就農の促進にもつながる取組を、ここでは、研究してまいりたいと思います。いつまで研究して、いつ回答を出すんですか。

観 光 経 済 課 長 今回の御質問に対してお答えをいたしますと、今現在まだ研究をしている最中でございます。農業委員会の中でもいろいろな議論は出ておりますけれども、妥当なものの着地点がまだ見据えられない。こういったところも踏まえて、このような回答をさせていただきました。

5 番 田 代 前回も多分そういった回答だったと思います。今のペースでいくと、ますます荒廃地化は進みます。私の個人的な見解ですけど、新規就農者が現れる。それは何をやるかという、トマト、イチゴ等の施設園芸かと思います。施設園芸であれば生活できます。御存じのように、松田地区は柑橘、寄地区はお茶、皆さんやっています。昔はもうかりました。もうもうからないから、やり手がなくなってます。だからどうするの。私は寄のことはあまり細かいことは分かりませんので、松田地区についてはレモン、オレンジ、両方の共通についてはクヌギ、そういったことを町独自の予算で補助支援をできないかという質問です。これに対して町長、どういうふうにお考えでしょうか。

町 長 今回の御質問頂いた件にお答えをいたします。先ほど課長から話をさせていただいたとおりですね、今、研究中というふうなことでもございますけれども、今、農業委員会さんを中心に、本当に人・農地プランを作るに当たってもそうです

し、そこでやっぱり今の荒廃地をしっかりとやっていかなきゃいけないという思いは、これは田代議員も御存じのことであると思います。その方々の意見をやっぱり踏まえつつ、なおにですね、やはり農協さんだったりだとか、県の担当の方々に、やはり松田山に沿って、できるものはこういうことがあるよというような話は当然聞いているわけなんですけども、先ほどちょっと言われた、もうかるという一つのキーワード、要は持続可能な農業をしていくためには何が一番必要なのかということで、一般的に湘南しおさいレモンとかいうことで、情報は頂いています。それがいいのかどうか、いうことも今、研究…研究というか、検討もしていただいているので、その辺の答えをしっかりと待った上です。適切な対応をしてまいりたいとは考えております。以上です。

5 番 田 代 回答ありがとうございます。私、2つに分けているんですよ。農業という捉え方を、先ほど申しましたとおり、専業で食べていく。それには新規就農者。新規就農者でできるものは、先ほど話したように施設園芸、または大規模な観光農園、あまり数は少ないのかなというふうに考えています。一方で、私は今回現実論としてお話ししているのが、兼業農家の、松田の兼業農家の問題なんです。もう専業で食べている人はほとんどいない。兼業でも、ある程度確定申告をしている前向きな農家と、もう自家用野菜、面積要件は10アール以上の農地を持っていて、農家としての権利はあるけれども、全然もうそれは生活の糧にはしてない。自分で野菜作ったり、ミカン作ったりして食べればいいと。その中で、急傾斜の場所の農地はだんだん荒廃化が進んでいる。そのためにどうするのという質問を再三しております。農業委員会でこうだ、または農業委員会で意見交換してる。内容は大体、私、承知してます。人・農地プラン、人・農地プランと、皆さん回答を町側はされてますけれども、どれだけの内容なのか。今現在。ちょっと現実と離れた、ひとり歩きしている、言葉がひとり歩きしているものだと感じます。

私は今話したように、兼業農家の方で年代で言うと多分昭和40年代までが勝負かなと。あと10年です。10年以内に荒廃農地になりそうなところ、もうミカンできないよ、またはお茶ができないよというところで、隣接地の農家の承諾

を得られれば、クヌギ植えられるんですよね。クヌギを植えれば、5年で手が離れます。10年に一遍伐採して、キノコ原木とれます。また、まきストーブの材料にもなります。この5年間ぐらいで手をつけないと、兼業農家の後継者でも、私はやる人が少ないと思います。私は個人個人、農家の情報を持っていますから、いろんな農家の人と話します。もう私の代で終わりだよというのが我々の年代です。我が家のことを話して恐縮ですけど、うちは息子が敷地内同居しています。農業は継がないという条件で家に入っています。ですから、私もあと10年もつのかなと。

似たような例が実際に松田地区でも寄地区でも、同じだと思うんですよね。そのために、令和5年予算、これで短期的な決戦、長期的に研究するのは、それはそれでいいですよ。ただ、今、短期的な決戦として、今やらなければ農地はますます荒廃化します。その中で私は、くどいようですけども、レモン、オレンジ、クヌギ、これに対して令和5年度で予算をつけられるかどうか。これについて町長、回答をお願いいたします。

町長 予算の関係なので、私のほうですけども。予算を編成するに当たっては、総合的な観点からやっていきたいというふうのは、全体的なこととして考えております。ですので、いつも農業系の予算をつけるに当たっては、個々の意見というよりも、農業委員会さんのほうからお話し頂いたりとか、そういった格好で今までは対応してきたというふうな記憶をしております。ですので、この御意見を頂いて、農業委員会さんにもよく話を聞いた上で、中で必要性を訴えていただけるようなことであるのであれば、どこから手をつけるかというのは当然ありますけども、試験的に進めるところもあるでしょうし、何かしらの対応を、その意見をもとにやっていきたいというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 回答ありがとうございます。確かに町長の立場とすれば、やはり農業委員会を差し置いてということはできないと思いますから、農業委員会といろいろ議論されて行っていただきたいと思います。

ただ、やっぱり町側でもしっかりとした理念を持って農業委員会と議論して

いただきたいと思います。農業委員会がこう言うからこうなんだではないと思います。農業政策は町長が立案するもの。農業委員会はまた別の、農家の一つの考えでございますので、その辺を大いに議論して、結論的にはジビエと同じなんですけれども、今が大事です。一步進めて対応していく。それについて大いなる議論を期待して、令和5年度予算で何らかの方向性がつくことを期待させていただきます。

最後に、ツキノワグマの関係ですね。前者が質問は、熊が出たときの対応、そういったものについて回答をさせていただいております。事実、松田山で、先ほどの課長の前者の回答に対して、令和4年度、今年度は目撃情報なしと。昨年12月、私の住んでいる根石、大沢という松田地区で一番大きい沢があります。その人里から200メートルぐらいのところですね。沢沿いで熊が出没しています。私はその近くに畑持っています。でも、それから山に行くのが怖くなりました。怖いですよ。皆さん、人ごとで言われているかもしれないけれども、寄で生活している人が自分の近くで熊が出た。私の場合は、自分の畑の近くで熊が出た。はっきり言って、行きたくないですよ。それも荒廃農地の増加につながると思います。苦労して行ったって、もう安いミカんだ、安いお茶、そんなの作るんだったら、ひっぽっちゃったほうがいいよと。

そういうことを前提に、前者は対策だったんですけども、私はやはり熊が人里に出ないための対応。この回答文でもそうですし、前者の内容でもそうなんですけど、出たらどうする。人里に出たらどうする。餌になるようなものをあまり置いていくな。家庭ごみの撤去。そういったものをやっていくと。里山に対する回答が私の場合もほとんどなんですよね。私は奥山。前回の質問で、奥山で…私の認識しているのと今、町長が回答があったこのあれが決定的に違うのが、奥山でナラとかコナラ、それがもう結構太くなって、枯れ始めている。立ち枯れになっている。だから餌がなくなっている。課長、よろしいですか。町長、よろしいですか。ここだと県の人と言うのには、ちょっと私のあれとニュアンスが違うんですけれども、奥山で餌がなくなっているんですよね。凶作のときになくなっている。凶作だけじゃないんですよね。木がもうだんだん体

力がなくなっているから、コナラとかナラ、そういったものを更新しなきゃいけない時期。樹齢が行き過ぎているから立ち枯れしている。だから餌がなくなっている。その結果、熊は餌のあるところにだんだん降りてくる。それで、おいしいから、極端に言うと住み着いてしまう。その辺。奥山に帰らないんですよ。

結びの部分で、人と熊が共生する環境づくりに取り組んでまいります。ところが、奥山のことは何も書いてないんですよ。極端に言うと、奥山にナラとかコナラ、それも少し大きくしたものを植栽して、鹿に遭わないように、周りを針金のフェンスみたいなものがありますよね。そういうもので囲ってあげれば、必ず育つはずなんです。そのことに対する回答が何もない。これに対して、町長、どういうふうなお考えでいらっしゃいますか。

町

長　　じゃあ、私のほうから。昨年、田代議員から質問がありまして、私なりに、それは御自宅の近くの話の先ほどありましたように、これは危険だと。当然ですけど。思って、県のほうに打診をして。ちょっと時間かかりましたけども、今年の8月に県主催のということで、話をさせていただきました。そのときに頂いた資料、当然ここにあるわけなんですけども、そのときに話をされたのが、東京農工大学院さんの小池教授さんということでありました。この方のいろいろ調べたのが、ちょっと古いデータではありましたが、非常に凶作だから降りてくる。豊作だから大丈夫だというような回答ではなくてですね、比較的にもう現状、山の中は意外と荒れている。荒れてしまっているというようなこともありつつ、でも、もう山奥ですよ。奥山。奥山にいるはずのものが里山に降りてきていて、人里に現状ちょこちょこ来ているということのような状況をお伺いしました。

そこで、今回の田代議員の御質問の中で、今、奥山の話がされているというふうなことは私も承知はしておる中での回答をさせていただきました。奥山というのはどこからが奥山なのかということも当然あるにしてもですね、今、林道を整備するに当たって、林道整備から、林道から約300メートルぐらいのところの範囲を間伐をされたりだとか、木を出してきたりだとかいうことで、

水源環境税と譲与税を使って、おのおの今、対応しているというふうなことでございます。ですので、それを越えた、さらにもっと奥のほうにというふうな話で言うと、この辺はですね、実際どの辺に、要は里山にそれを植えたところで、人里に近いわけですね。要は呼び込む形になるので、もっと奥のところにはやらなきゃいけないということについては、では、じゃあどの辺に、どういった財源をもって、どうやった格好でやっていくかというふうなこと、やらなきゃいけないのは認識している中でも、ある意味、軽はずみにやりますとは言えないような状況の場所でもありますので、そこら辺はよくよく県とも調整しながら、効果的に、ましてや町の財源を使うのか、県の財源を使うのか、その辺のこととかを調整しながらやっていくべきじゃないかというふうに考えています。以上です。

5 番 田 代 前回12月の回答は、町の回答は、そういった奥山について、調査をしていきたいという回答だったんです。それを踏まえて私は今回質問しているんです。それがやっぱり戻ってしまったような感じなんですよ。とにかく、調査をして、どこに植えるんだ。一番のもとですね。根本的なものです。それについて、町長、いかがでしょうか。

町 長 その件もですね、この会議…このときに、データが要は古かったですよね。回答の中でも、質疑が活発にと話しましたが、ほとんどの質疑は私です。私が質疑をさせていただいて、今後どうするんですかと。例えばこっちで捕まっていたものを放獣するにしても、GPSをつけてないという話もありました。どうしてつけないんですかと。つけないと管理できないでしょうという話もした中で、今年からかけてですね、調査をしますというようなことをひねり出してきたというふうな状況もあります。県も、やはり古いデータでは我々にやっぱりまともな回答ができないということを察してくれたところもありますので、今後、県の対応がですね、我々が質問した内容に沿った格好で上がってくることを今現状、期待をしているところもありますので、田代議員の御質問については、同じ思いの中で今進めているということで御理解ください。以上です。

5 番 田 代 やはり実態が分かってないと一歩進めないということで、どこの部分にコナ

ラ、ナラ、そういった熊の餌となるものを植栽して更新していくか。これについて5年度予算で調査していただけないでしょうか。町長、いかがでしょうか。

町長 現状申しますと、この問題は松田町だけの問題だというふうには思っておりません。ただ、松田町の町民を守っていくのは私の仕事だというのは当然承知をしています。ですので、これはね、県とよく調整をしながらといいたいまいしょうかね、その中で、松田町であればこの、町域のここに植えたらいいですよというふうな答えが出れば、当然松田町がやらなきゃいけないかも分かりませんが、その財源の半分を県から持ってくるなり何なりという方法はあろうかと思いません。私の考え方は、町だけの問題じゃないというところの中で、そのポイントがあるんだったら町がやるべきだというふうに考えていますので、これが5年度予算に組み込めるかどうかというのは、今ここではちょっとなかなかと。以上です。

5 番 田 代 あと1分になったので、最後まとめたいと思います。隣の秦野市、山北、伊勢原、同様な問題が起こっています。そういった町も一斉に調査をして、それでみんなで県に働きかける。前回もそういった回答で、県と連携した中でということがありましたので、その辺も含めて、スピード感を持つ町長でありますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと、最後に一言だけ。今、熊の人的な、熊の被害になってる人はまだいないと思います。ただ、根本的なものが解決されてないので、これから人が被害になる可能性があります。町民の命を守るために、町長、前向きにぜひ取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。終わります。

議 長 以上で受付番号第8号、田代実君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。午前10時40分より、大会議室において議員及び町長ほか補助説明者のみの議会全員協議会を開催しますので、定刻までに御参集くださいますようお願いいたします。また、休憩中に昼食をとってください。午後は1時より再開いたします。 (10時29分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (13時00分)

日程第2「議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例」について

て、町長の提案説明を求めます。

町長 議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日以降は、新法による全国共通の規定が直接適用されることから、現行の松田町個人情報保護条例を廃止し、新法の施行に際して必要となる法で委任された事項等を規定するため提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それではですね、議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例について御説明させていただきます。恐れ入ります。それでは議案を1枚おめくりくださいませ。この松田町個人情報保護に関する法律施行条例は、新規条例となりますので、各条ごとに要点を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

第1条でございます。第1条は趣旨について定めたものでございます。令和5年4月1日より適用されます改正後の個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるため制定するものでございます。

続きまして第2条でございます。第2条につきましては、使用する用語について定めているものでございます。第1項では実施機関を、第2項では本条例で使用する用語を定めたものでございます。

第3条。第3条は登録簿についての規定でございます。第3条の登録簿は、個人情報事務登録簿について定めたものでございます。第1項では、第1号、個人情報取扱事務の名称から第7号、その他必要な事項まで、登録簿に記載する事項を定めております。第2項では、前項において規定されている行政文書のうち除外するものを定めております。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。第3項から第5項につきましては、第3項は個人情報取扱事務を開始したときは個人情報事務登録簿の登録を、

第4項は個人情報取扱事務を廃止したときは個人情報取扱事務に係る登録の抹消を、第5項は個人情報事務登録簿の閲覧について定めております。

第4条では、開示請求に係る手数料等について定めたものでございます。第1項は開示請求に係る手数料は無料とし、第2項では写しの作成及び送付に要する費用のみを徴収する旨を規定しております。

第5条では、開示請求書の記載事項について規定しております。

第6条では、開示決定等の期限について定めたものでございます。第1項では、開示決定等の期限を規定しております。第2項では、恐れ入ります。次ページのほうに続きます。前項の期限について、30日以内に限り延長できる旨の規定をしております。この場合、延長後の期間及び延長の理由を書面にて通知するものと規定しております。

第7条、開示決定等の期限の特例として、前条で規定されている期限以内に開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい障害が生じるおそれがある場合は、特例として分割して開示決定を行うことができる旨を規定しております。第1号ではこの規定を適用する旨及び理由を、第2号では残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限を書面により通知するものとしております。

第8条では、訂正請求書の記載事項について規定しております。

第9条では、訂正決定等の期限について定めたものでございます。第1項では訂正決定等の期限を規定しております。第2項では、前項の期限について、30日以内に限り延長できる旨を規定しております。この場合、延長後の期間及び延長の理由を書面にて通知するものと規定しております。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。第10条では、利用停止請求書の記載事項について規定しております。

第11条では、利用停止決定等の期限について定めたものでございます。第1項では、利用停止決定等の期限を規定しております。第2項では、前項の期限について30日以内に限り延長できる旨の規定をしています。その場合、延長後の期間及びその理由を書面により通知するものと規定しております。

第12条では、松田町情報公開・個人情報保護審査会への諮問について定めた

ものでございます。第1号から第3号に規定する事項に関して、個人情報の適正な取扱を確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合には諮問することができる旨を規定しております。

第13条では、ほかの条例と同様に委任規定を設けております。

恐れ入ります。次ページのほうをお願いいたします。附則、施行期日でございます。第1項では、この条例は、根拠法である改正後の個人情報の保護に関する法律の適用日と同日の施行とさせていただくものでございます。また、第2号では、この条例の施行に伴い、現行の松田町個人情報保護条例を廃止するものでございます。

第3項では、経過措置として、この条例の施行以前に、第1号では実施機関の職員、第2号では委託事業者及び指定管理者が知り得た個人情報に係る秘密保持義務について、この条例の施行後においても従前の例による旨を規定しております。

第4項では、この条例の施行前にされた開示請求、訂正請求及び利用停止請求に関する取扱について、施行後においても従前の例による旨を規定しております。

第5項では、現在の個人情報保護審査会の委員の任期について、この条例の施行日前日までとする旨を規定しております。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。第6項では、この条例の施行以前に個人情報保護審査会の委員であった者が知り得た個人情報に係る秘密保持義務について、この条例の施行後においても従前の例による旨を規定しております。

第7項及び第8項では、この条例の施行以前に、第1号では実施機関の職員、第2号では委託事業者及び指定管理者が保有していた行政文書及び知り得た個人情報について、この条例の施行後に正当な理由なく提供した場合に、引き続き罰則が適用される旨を規定しております。

また、第9項では、本町の区域外において罪を犯した者についても、前2項の規定が適用される旨を規定しております。

第10項では、旧条例の廃止前の違反行為に対する罰則の適用について、従前の例による旨を規定しております。

次ページをお願いいたします。第11項及び第12項については、この条例の施行に伴い、引用関係の修正が必要な条例についての一部改正に係る規定を設けております。

恐れ入りますが、次ページの参考資料1をお願いいたします。松田町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、附則第11条関係の新旧対照表を御覧ください。左が改正案でございます。左改正案を、現行の個人情報の取扱から左の改正案に改めるものでございます。

恐れ入りますが、もう1枚ページをおめくりください。松田町自治基本条例附則第12条関係でございます。こちらも同様にですね、左側改正案のほうを御覧ください。第21条の個人情報保護について、次のように新しく改め直すものでございます。

恐れ入ります。1枚おめくり…議案本文7にお戻りください。ただいま第12項の第21条まで全て説明をさせていただきました。なお、すみません、参考資料、次のページの参考資料の1と参考資料の2は規則を定めております。参考資料の3は、3、4は全員協議会で御説明を申し上げました10月、11月全協で申しました全員協議会の資料を添付しておりますので、後ほど御高覧頂ければと思います。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ございませんか。

11番 寺 嶋 新規条例ということで、1つはですね、法律施行条例、第1条のこの条例の法律の施行に関し必要な事項を定めるものということなんですけども、必要な事項っていうのは、1条からこの12条まである、この…12条だよ。まであるんですけども、このことを言ってるんでしょうか。その、この出てる条例のことを言ってるのか。それが1点。

あと、それから国のほうの個人情報保護、提案理由の中で、個人情報の保護

…個人情報の改定なんですけども、改定によってですね、今まで町の従来の法律、条例の中で、2点ほどあるんですけども、個人情報の保護が重要だということやね、個人情報の尊厳ですね、保つこと。それから基本的人権とかの擁護、こういうことが挙げられておりますけれども、今度の法改定でどのような位置づけに変わったのかということが1つですね。

それから、行政が持つ情報の中で、民間…行政の個人情報を民間に提供するというような場合は、匿名加工した情報であればね、何かこういうのが有効だみたいな、そういうこと、内容なんですけども、そうした場合、情報漏えいの懸念というのが相当出てくると思うんですけども、この辺について担保されているのでしょうか。以上お伺いします。

総務課長 まず1点、今回のこの条例の規定は、第1条から第12条までかという御質問だと思いますが、第1条から第13条までがこの法律の改正に伴って条例を規定をさせていただくような形でございます。

それから、2点目の質問でございます。法改正に伴って、要は今回この法律の趣旨がですね、今まで個人情報に関する規定とか運用というのが、国の行政機関であったり、独立行政法人であったり、民間事業者とか、あと地方公共団体で、それぞれ個人情報に関する規定とか運用が相違がいろいろありました。ただ、これはそういうような取扱はずいということ、国のほうで今回この個人情報の保護に関する法律というのを、新法を改正されて、これで全て日本全国、国の機関も民間事業者も、地方公共団体も同一のルールのもと、条例を作っていこうと、適用していこうという形での対応になっております。

それからもう一つ、最後の御質問の開示請求のお話でございますが、今回匿名加工の関係ですよね。匿名加工の関係につきましては、今回うちのほうの町の条例については、匿名加工情報の利用を行わないため、今回は規定をしておりません。基本的にまだこれは経過措置でございますので、経過措置期間中の導入は見送るような形で今回は条例のほうには規定をしておりません。以上でございます。

11番 寺嶋 終わります。

議 長 ほかに。

10番 齋 藤 ちょっとお聞きします。これらが入っているものに関してのセキュリティーはどのようになっているんですか。

総務課 長 開示等はこれから請求があって、その開示が妥当なものであるのであれば、請求をさせて…法律の決まった中での提供という形になると思います。その提供方法については、従来どおり書面等でコピーをする方法とか、あと場合によってはCD-ROMみたいな形での提供という形になると思いますが、もちろんそこら辺の状況についても、万全の情報セキュリティー、その条例の中でとった形でのちゃんと加工をさせて…加工というか、開示ができる部分について対応するような形で、情報については万全という形でやらさせていただく予定でございます。以上です。

10番 齋 藤 それらが入っているものは、サーバーの中に入っているんですか。もともとの情報データというのは。

総務課 長 まだこれはですね、もちろんこの条例が通った後のお話で、今現在まだそういうような形でのデータ等はまだ作ってない状況です。今現在のある、各提供情報開示の提供するようなデータとしては、まだ作り上げてないような状況でございます。

10番 齋 藤 どっちみちコンピューターの中に入れ込んでいく、ある部分だと思うんですけども、先般も大阪でしたっけ、何か医療機関にハッキングされてというようなものも出たりしている状況下の中なので、セキュリティーはものすごくしていただきたいなという部分があるんですよ。それで、今、これからいろいろまた作っていかれるというんですけど、当町としても、この前ちょっとデジタル庁のほうに問合せかけましたら、ハッキングに対して対抗していくホワイトハッカーというのは御存じですか。ホワイトハッカーの育成を実は国はそっとやっているんですよ。要は、ブラックハッカーと違って、ハッキングしてくるやつらに対抗してって、常に見張りをしているというような。そういったこれから生まれてくるデジタル社会においての中において、そういったハッキングとかのは、かなり多く出てくると思いますし、それを防御するというのは、

とてつもない量らしいんですよ。結局、国のほうも足りてないと。各地域ごとに対応していかなきゃいけない部分だと思うんで、当町としてはできたらそういったホワイトハッカーたちを…たちというか、人たちをね、雇えるようなぐらいにしていかないと、ハッキングの防御はできない時代になってくるのかなと考えるんですけど、今後のまず政策の面なので、町長とかどのようにお考えになっているのかなと。そこだけちょっとお聞きしたいと思います。

町 長 当然、個人情報を守るというのは大前提な話だと思うんです。あと、守り方の話で、それなりの対応はしていかなきゃいけないとは思っています。当然、町の規模だとか、自治体の規模によって、それなりにお金かけられるとか何とかってあるんでしょう。恐らく齋藤議員のおっしゃるような格好で、町だけで、例えばうちだけでやるというよりも、我々は県の組織の中でのシステム組合とかありますしね、ああいったところで全体でやっていかないと、先ほどもちょっと話しましたが、ある程度お金かけていくと、どこかを削っていかなきゃいけないということがありますからね。それ、優先順位もあると思うので、そういった話は全体で取り組んでいくべきことかなと思ってますので。御提案頂いたことは真摯に受け止めながら、とにかく町民の方々の個人情報を守るというのは同じ意味合いでしっかりとやっていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号松田町個人情報の保護に関する法律施行条例は、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査

することに決定しました。

議 長 日程第3「議案第42号松田町情報公開・個人情報保護審査会条例」について、  
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第42号松田町情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定す  
る。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。情報公開制度及び個人情報保護制度を一体的に運用するとともに、  
事務の合理化等を図るため、従来の情報公開審査会機能と個人情報保護審査会  
機能を統合し、令和5年4月1日より適用される改正後の個人情報の保護に関  
する法律に規定する専門家からの意見を聞き、個人情報保護についての対策を  
講じるための諮問を行う機関として、松田町情報公開・個人情報保護審査会を  
設置するため提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第42号松田町情報公開・個人情報保護審査会条例について御  
説明させていただきます。それでは恐れ入ります、議案を1枚おめくりくださ  
い。この松田町情報公開・個人情報保護審査会条例は、新規条例となりますの  
で、各条ごと、要点を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします  
ます。

第1条でございます。第1条では、趣旨について定めたものでございます。  
松田町情報公開・個人情報保護審査会の運営に関し、必要な事項を定める旨を  
規定しているものでございます。

第2条でございます。第2条は定義でございます。第2条では、この条例に  
おいて使用する用語の定義としまして、第1項第1号では諮問庁、第2号は行  
政文書、第3号は保有個人情報を定めたものでございます。

第3条では、審査会が行う事務について定めたものでございます。

恐れ入りますが、次ページをお願いいたします。第4条では、委員の定数を  
定めた規定でございます。

第5条では、委員に関する事項に定めたものでございます。第1項では、町

長より任命する旨を規定しております。第2項から第4項までは任期について規定しております。第5項では、委員の罷免について規定しております。第6項では、委員の秘密保持義務について規定しております。

第6条、会長でございます。第6条では、会長に関する事項について定めたものでございます。第1項では、選任方法について規定しております。第2項では、会長の職務について規定しております。第3項では、職務代理について規定しております。

第7条では、審査会の調査権限について定めたものであります。第1項では、諮問庁に対し行政文書または保有個人情報の提示を求めることができる旨を規定しております。恐れ入ります、次ページをお願いいたします。第2項では、前項の求めがあった場合、諮問庁は拒むことができない旨を規定しております。第3項では、諮問庁に対し審査会が指定する方法で資料を作成し、提出するよう求めることができる旨を規定しております。

第8条では、提出資料の送付等について定めたものでございます。第1項では、審査会は審査請求人等から提出があった資料または意見書の写しについて、提出した審査請求人と以外の審査請求人とに送付する旨を規定しております。第2項では、前項の送付をしようとするときは、資料等を提出した審査請求人等の意見を聞かなければならない旨を規定しております。第3項では、審査請求人が諮問庁に対し審査会に提出された資料及び意見書の閲覧または写しの交付を求めることができる旨を規定しております。

恐れ入りますが、次ページをお願いいたします。第4項では、前項の資料及び意見書の閲覧、または写しの交付をしようとするときは、資料等を提出した審査請求人等の意見を聞かなければならない旨を規定しております。第5項では、審査請求人が諮問庁に対して行った資料及び意見書の閲覧または写しの交付の求めについて、日時及び場所を指定できる旨を規定しております。第6項では、資料または意見書の写しに係る必要負担について規定しております。

第9条では、会議の非公開について定めたものでございます。

第10条では、ほかの条例と同様に、委任規定を設けております。

第11条では、罰則について定めたものでございます。審査会の委員が秘密保持義務違反を犯した場合に適用される規定を設けております。

附則でございます。施行期日は、第1項及び第3項のそれぞれの条例の施行日を規定しております。

経過措置としまして、第2項では、この条例の施行日前に旧情報公開審査会の委員であった者を施行日に審査会の委員として任命する旨を規定しております。

次ページをお願いいたします。第3項では、この条例の施行日前においても、審査会の委員を任免できる旨を規定しております。

第4項では、この条例の施行日以前に旧個人情報保護審査会にされた諮問については、この条例の施行後においても従前の例による旨を規定しております。

第5項では、松田町個人情報の保護に関する法律施行条例及びこの条例の施行に伴い、松田町情報公開条例において改正が必要となる事項について、改正が行う旨を規定しております。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。参考資料でございます。参考資料、松田町情報公開条例附則第5条関係でございます。左が改正案でございます。まず、第10条、公開請求に対する決定等についてでございます。第1項の改正案では、現行の起算して15日を14日に改めて、第4項中、現行の45日を30日に改める。第5項中では、現行の起算して60日を44日に改めるものでございます。

恐れ入ります、次ページをお願いいたします。第16条です。審査会への諮問について、第1項では現行の松田町情報公開審査会を松田町情報公開・個人情報保護審査会（松田町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 年松田町条例第 号）第3条に規定する松田町情報公開・個人情報審査会をいう。）に改めるものでございます。現行の第18条、審査会の調査権限等から次ページの第19条、第20条を削るものでございます。

次ページの4ページをお願いいたします。現行の第21条を18条とし、22条から25条までを3条ずつ繰り上げ、25条の2を第23条とし、第26条を第24条とし、

第24条の次に次の1条を加えます。第25条、他の制度との調整を新たに追加するものでございます。現行の第27条を26条とし、28条を27条とするものでございます。29条の罰則を削るものでございます。

恐れ入りますが、議案本文6ページにお戻りください。ただいま、今こちらの個人情報保護、松田町情報公開・個人情報保護審査会の条例につきまして、本議案本文並びに参考資料のほうで御説明をさせていただきました。以上で説明を終わらせていただきたいと思いますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号松田町情報公開・個人情報保護審査会条例は、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議 長 日程第4「議案第43号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第43号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、自動車の使用及び通常はがき等の作成に係る公費負担額の限度額が引き上げられたことに伴い、当該施行令の改正に準じて本町の町議会議員及び町長選挙における選挙運動の公費負担額の限度額を引き

上げるため、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしく  
お願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第43号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動  
の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていた  
だきます。改正の理由としましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴いまし  
て、選挙運動に関し自動車の使用及び通常はがき等の作成に係る公費負担額の  
限度額が引き上げられたことに伴いまして、当該施行令の改正に準じて本町の  
町議会議員及び町長選挙における選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるた  
め、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案を2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料1、新旧  
対照表を御覧ください。右が現行で左が改正案でございます。改正案の第4条  
第2号のアでございます。次ページをお願いしたいんですが、こちら選挙運動  
用自動車の借入の契約でございます。選挙運動自動車として使用された各自に  
ついて、使用に対して支払うべき金額の上限をですね、1日あたり1万5,800  
円から1万6,100円に変更するものでございます。イは、選挙運動用自動車の  
燃料の供給に関する契約である場合ですね、選挙運動用自動車に供給した燃料  
の代金を1日あたり上限をやはり7,560円から7,700円に変更するものでござい  
ます。

続きまして、第8条、選挙用運動用のビラの作成の公費負担額及び支払い手  
続の規定でございますが、候補者の契約の相手方であるビラ作成業者に支払う  
べき金額のうち、選挙用運動ビラの作成単価の上限をですね、1枚当たり7円  
51銭から7円73銭に変更するものでございます。

恐れ入ります、次ページ、3ページをお願いいたします。第11条でございま  
す。選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続でございます。松  
田町が候補者の契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、  
選挙運動用ポスターの印刷費の作成単価を525円51銭から541円73銭に変更し、  
ポスターの掲示場の数に応じて乗じて得た金額に加える企画費31万500円を3

1万6,250円に変更するものでございます。

恐れ入りますが、3ページ戻っていただいて、議案本文をお願いいたします。附則でございます。第1項、施行期日は、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項、適用区分につきましては、改正後の第4条、第8条及び第11条の規定は、この条例の施行日の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によります。

なおですね、参考資料2の、参考資料1の後ろにつけておりますが、こちらは先般11月22日の全員協議会で御説明しました資料でございます。後ほど御高覧くださいませ。

以上で説明は終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第43号松田町議会議員及び松田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第44号松田町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第44号松田町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を別

紙のように定める。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。行政手続における町民の負担軽減等を図るため、原則として押印を省略することを定めた本町の方針に基づき、各種手続における押印を不要とするほか、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第44号松田町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。改正の理由としましては、行政手続における町民の負担軽減等を図るため、原則として押印を省略することを定めた本町の方針に基づき、各種手続における押印を不要とするほか、所要の改正を行うため条文の整備等を行うもので、関係する4つの条例を一括して改正するものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案を2枚おめくりいただき、3枚目の参考資料1、新旧対照表を御覧ください。最初に第1条関係の松田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。右が現行、左が改正案でございます。改正案では、第7条の第3項の審査申出人の口頭による意見陳述の調書の作成を定めた部分について、署名押印の「押印」を削り、署名に改めるものでございます。

第8条の第8項の法曹審理における口述書の記載事項を定めた部分につきましては、やはり署名押印の「押印」を削り、署名に改めるものでございます。

第9条の第2項は、実地調査における調書作成を定めた部分につきましてでございますが、こちらも署名押印の「押印」を削り、署名に改めるものでございます。

恐れ入りますが、次ページをお願いいたします。第10条の第2項は、議事についての調書作成を定めた部分につきまして、署名押印の「押印」を削り、署名に改めるものでございます。

続きまして、第2条関係の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正でござ

います。第1条では、この条例の「目的」を「趣旨」に改め、「基き」を「基づき」に、「関し規定することを目的とする。」を「ついて必要な事項を定める。」に改めるものでございます。

第2条の職務のサービスの宣誓では、「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を「任命権者」に改め、別記様式、3ページの別記様式でございます、宣誓書を「宣誓書を提出」に改めるものでございます。すみません。第2条の提出です。ごめんなさい。を改めるものでございます。

第3条の権限の委任は、「定めるものを除く外」を「定めるもののほか」に、「関し」を「ついて」に改めるものでございます。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。次に、別記様式第2条関係、宣誓書中、㊟を削るものでございます。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。松田町火葬料補助条例の一部を改正する条例第3条関係でございます。第1号様式の火葬交付申請書中、申請人の印及び申請人一覧の「昭和」を削るものでございます。

次ページをお願いいたします。第4条関係の松田町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例につきましては、別記様式第14条関係の政務活動費に係る収入及び支出の報告書中の「印」を削るものでございます。

恐れ入ります。4ページ戻っていただきまして、議案本文の1ページをお願いいたします。附則でございます。附則は、次ページになりますが、附則につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、参考資料の1の後ろにこの参考資料2をつけさせていただいておりますが、こちらは先般の全員協議会で御説明しました固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例の一部の資料を添付しておりますので、後ほど御高覧くださいませ。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。質疑なしと認めます。質疑を打ち切り…（「挙手して  
ます。」の声あり）

6 番 井 上 1点ですね、お伺いいたします。ここで押印を廃止されたということで、それはですね、住民サービスの面から見ると適当ではないのかなというふうに思います。ただ、その際にですね、1点ここで確認をさせていただきたいんですけれども、この中の4条例のうちですね、該当しそうなのは、例えば火葬料のですね、交付申請書なりで、本人がですね、自筆できない場合にはですね、どう  
いう対応をとられるのかについてですね。あとは、ほかの条例では、基本的にはちょっと本人が署名できないという状況はちょっと考えにくいと思うんですけれども、火葬料援助条例等でですね、このやはり申請人というものが高齢とかですね、障がい等によって署名できない場合の対応についてお伺いをいたします。

町 民 課 長 火葬料の交付申請書の場合ですけれども、御本人…喪主の方が高齢で自筆できないという場合には、代理の方にその喪主の方のお名前を書いていただいて、その下に「代理」ということで、署名した方のお名前も頂いております。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 ほかにちょっと想定されるですね、今まではちょっと本人書けないんですけれども、本人の印鑑をね、預かってきたので押印をしましたというような窓口での対応があったかと思いますが、ほかにちょっと本人署名できない場合のですね、対応等はないということでしょうか。

総 務 課 長 すみません。あくまでも今回の押印の見直しに関する方針というのはですね、あくまでもですね、押印を求める趣旨が本人確認として求められたものですが、認め印でやる押印は本人確認の意味合いが小さいもので、逆に本人が押印しなくても本人が書いたとか、本人が来て、私はそうだという形になれば、それ自体で押印の意味はなく、認め印による押印は必要ないということで、そういう意味での押印の廃止でございます。あくまでも、例えば町の裁量で廃止できないもの、例えば法改正によって押印を求められなくなった場合のものもありますので、そういうのはあくまでも従来どおりという形になります。以上で

す。

6 番 井 上 それについては了解できました。

そうしますとですね、あと1点ですね、やはり窓口での場ですね、例えば火葬料にしてもですね、窓口で、そこで自筆署名をしなければいけないのか、それともその用紙をですね、頂いて行って、家で署名をしたものを持ってくるということは認められるのかどうかのちょっと確認をしたいんですけども。

町 民 課 長 先にですね、家で書かれたとしても、それ自体は、本当に書きましたかとか、そういうことではなく、その用紙を受理して、御本人確認はまた別に免許証等でさせていただいております。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第44号松田町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第45号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第45号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与について所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願

たします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第45号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。今回の給与条例の改正につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与について所要の改正をしたいので改正を図るものでございます。

本年の人事院勧告のポイントにつきましては、ボーナスの引き上げがされております。民間の支給割合との均衡を図るために、ボーナスの引き上げ分を0.1か月分を民間の支給状況等を踏まえて勤勉手当で引き上げるものでございます。施行日の、施行期日の記載からですね、第1条、第2条の条立てによる一部改正を行っております。

改正内容につきましては、第1条では勤勉手当について、6月と12月の年2回支給でございますが、6月は既に支給済みでございます。12月の勤勉手当で0.1か月分を引き上げ、1.05か月に改めるものでございます。また、一般職給料表におきましても、給料月額が民間との初任給及び給与の格差を解消を図るため、新卒の採用職員の初任給について、一般大卒で3,000円、一般職高卒で4,000円を引き上げるほか、20代半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30代半ばまでの職員が在職する号給について改正を行うものでございます。

また、第2条につきましては、来年度の勤勉手当において、令和5年の4月1日からの分としまして、6月と12月に均等となるよう、0.05か月分ずつ配分し、1か月に改めるものでございます。

それでは、恐れ入ります。議案7枚目の参考資料、松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第1条関係、新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。

1ページの第21条、勤勉手当の規定でございます。第2条第1項1号については、職員の勤勉手当基礎額を現行の100分の95から100分の105に改めるものでございます。第2号については、再任用職員の勤勉手当基礎額を現行の100

分の45から100分の50に改めるものでございます。

別表第1、第3条関係、一般職給料表、1/2は、次ページ2ページからですね、7ページまでは1級から4号給の給料表を改正しております。一般職給料表2/2は、7ページから12ページまでで、5級から8級の給料表を改正しております。

また、第13ページにおきましては、別表第2、第3条関係、医師職給料表として、13ページから17ページまでを記載させていただいております。

17ページですね、中段を御覧ください。松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第2条関係でございます。第21条は、勤勉手当の規定でございます。第2項第1号については、職員の勤勉手当基礎額を現行の100分の105から100分の100に改めるものでございます。

第2項第2号は、再任用職員の規定の適用について、現行の勤勉手当基礎額を100分の50から100分の47.5に改めるものでございます。

恐れ入ります。10ページお戻りいただきまして、議案本文の9ページをお願いいたします。附則でございます。施行期日、第1項は、この条例の第1条については公布の日から施行し、第1条による改正後の松田町職員の給与に関する条例別表の規定は令和4年4月1日から、改正後の条例第21条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

第2項は、この条例の第2条は令和5年4月1日から施行するものでございます。

第3項は、給与の内払いの規定でございます。改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の松田町職員の給与の規定に基づいて支給される給与は、改正後の条例の規定による支給の内払いとみなします。

なお、参考資料2は11月22日の全員協議会で御説明した資料を添付させていただいておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

ございませんか。質疑を打ち切ってよろしいですか。

(「なし」の声あり)

質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第45号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7「議案第46号松田町課設置条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第46号松田町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。  
令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。町の重要課題等に対応するほか、業務の公平性及び効率化を図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第46号松田町課設置条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。改正の理由といたしまして、町の重要課題等に対応するほか、業務の公平性及び効率化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

今回の主な改正内容を御説明させていただきたいと思いますので、恐れ入りますが、議案5枚めくっていただいて、参考資料2を御覧ください。改正内容につきまして…2番の主な改正内容についてで御説明させていただきます。

①番につきましては、固定資産評価審査委員会に関することとしまして、現

行の資産税係、税務課資産税係から改正後は総務課の管財係のほうに移管をする予定でございます。

②番の駅周辺事業の計画推進・駅前広場の整備は、まちづくり課都市計画係が現行行っておりましたが、これを改正後はまちづくり課駅前周辺事業担当室のほうの新設という形で対応させていただきます。

③公園等の維持管理に関する事で、今まで現行は観光経済課公園係が担当しておりましたが、こちらのほうの係の廃止をさせていただいて、改正後におきましては観光公園に関する事としまして観光経済課観光推進係、その他の公園・児童遊園地に関する事としまして環境上下水道課環境公園係に名称を変更して対応するものでございます。

なお、一応観光公園につきましては、表の下に※印もございしますが、正式名称でございせんが、その他の公園、児童遊園地の差を分かりやすくするために使用させていただいています。具体的な公園については、記載のとおりでございます。なお、3番から5番については、説明のほうは省略させていただきたいと思っております。

それではですね、議案のほうにお戻りいただきまして、議案2枚お戻りいただきまして、議案の4枚目ですね、参考資料1、松田町課設置条例の一部を改正する条例新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。左側の改正案、第3条、課の事務分掌ということでございます。恐れ入りますが、この新旧対照表4ページを御覧ください。お願いいたします。環境上下水道課の事務といたしまして、改正案では第6号にですね、公園等の維持管理に関する事（他の所管に属するものを除く）を加えるものでございます。

恐れ入ります。3ページお戻りいただきまして、議案本文の4ページをお願いいたします。附則でございます。この条例は令和5年4月1日より施行するものでございます。なお、参考資料2は11月22日の全員協議会で御説明した資料を添付させていただいていますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 6 番 井 上 課の設置条例の一部改正ということで、説明の内容としてはですね、理解できましたが、この4ページですね、環境上下水道課の事務の6号ですね、他の所管に属するものを除くとありますが、この部分を、この条例の一部改正の中でうたわないと、何の…他の所管に属するものというのはどれが他の所管に属するものかというのが、この条例の一部改正の中では不明ではないですか。先ほどのように、この参考資料が一部改正の中に入っていれば、先ほどの西平畑公園、最明寺史跡公園、寄テニスコート、パークゴルフ場は観光公園だということで、それを除く部分ということの理解はできますが、これは条例の一部改正である以上、その条例の一部改正の中に他の所管に属するものはどれかというのが明記してない一部改正というのは、どういうふうに理解をしたらいいのかということで、ちょっと分からない点がありますので、この説明をお願いいたします。
- 総 務 課 長 今、井上議員の御説明がありました環境上下水道課の他の所管に属するものを除くというので、どこの公園だか分からないというお話でございますが、実際的にその前のページ、3ページのほうにですね、観光経済課の事務といたしまして、公園等の維持管理に関することという…新旧対照表の3ページでございます。新旧対照表の3ページに観光経済…左側の改正案の観光経済課の事務の第5項に、公園等の維持管理に関することという記載をさせていただいておりますので、こちらのほうで、観光経済が担当している業務を除くものだよという形での区分けをさせていただいております。以上です。
- 6 番 井 上 今のは、この参考資料の1の3ページですよ。そこは観光経済課の事務ですよ。そこは何も第5号…第5号のことを今、説明されたと思うんですけども、それは何も文言的に変わってないじゃないですか。変わってないということは、条例上はですね、そこに変更はないというふうに通常は理解をするわけですよ。それなのに、この条例の4ページのところの他の所管に属するものを除くというふうに書いてあるのは、片方だけ入れておいて、片方はそのままだよというふうに読み取れるわけですよ。これはこういう条例の改正の手

続的には不適當じゃないですか。

総務課長 不適當という話では、すみません、ないと私のほうでは考えておまして、要は、先ほどもすみません、観光経済課のほうの事務の中で、公園の維持管理に関することということで、今現在、公園を維持管理していると。そこで新たに環境上下水道課で公園等の維持管理に関することを加えるんですが、ただ、ほかの所管に属するものを除くという形で、この「ほかの所管」というのは現在この松田町の課設置条例においては、観光経済課しか公園に関する、公園等の維持管理に関することは記載されていないので、観光経済課以外…観光経済課がやっているところ以外を指すということで、こちらについての記載は、この方法で私はいいというふうに考えております。

6番井上 じゃあ、再度確認しますけれども、この一部改正条例の2ページの観光経済課の事務の中の第5号、公園等の維持管理に関することがありますよね。この中の公園等というのは、最後のページ、参考資料2の中の西平畑公園、最明寺史跡公園、寄テニスコート、パークゴルフ場のことを言ってるわけですよね。それをそこに書かないといけないんじゃないですか。

総務課長 すみません。それはですね、先ほど午前中の全員協議会でも御説明をさせていただきました松田町事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則のほうに、そこは明確に区分けをさせていただいておりますので、条例上のほうにつきましてはこの対応で基本的には記載は間違っていないという形で考えております。

6番井上 それでしたら、そこのところですね、この公園等に関することとか、それについての詳細は規則で定めるという一文があっただけじゃないですか。

総務課長 一応ですね、すみません、こちら1ページを御覧になっていただければと思います。条例の、松田町課設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表の1ページを御覧になっていただければと思うんですが、第3条、課の事務分掌としまして、前条の課の事務分掌、おおむね次のとおりとすると、おおむね次のとおりとするという形の中で、ここで公園に関するところで、3ページ、4ページで公園の位置づけを…ごめんなさい、第3条のところでございます。前条の課の、おおむね次のとおりとすると。改正案、第3、課の事務分掌としまして…

課設置条例の一部を改正する参考資料1の新旧対照表の改正案でございます。  
のところの第3条に、前条の課の事務分掌はおおむね次のとおりにするということ  
で記載をしておりますので、そちらのおおむねという形の中で一応公園、  
今まで公園は観光経済課が担当していたんですが、環境上下水道課も担当する。  
ただ、それはほかの所管に属するものを除くよという形で分けをしております。  
そこで分けることができます。しかも、今、議員がおっしゃられたような詳細  
につきましては、あくまでも事務分掌の規則のほうで明確に分けておりますの  
で、そちらのほうで確認をする形で対応できるものと理解しております。以上  
です。

6 番 井 上 一部改正なんでね、これ以上はやめますけれども、その辺はもう少し明確に  
ですね、今後ですね、こういった一部改正については、じゃあ将来的に別の公園  
はどうするのかという話にもなってくるかと。新しい公園ができたときに、  
どこに入るのかというふうにもなってきますが、その辺はですね、明確にでき  
るようなですね、今後一部改正については対応していただきたいと思います。  
終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませ  
んか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第46号松田町課設  
置条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の  
起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第47号松田町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例を  
町 廃止する条例」について、町長の提案説明を求めます。

議 長 議案第47号松田町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条  
例を別紙のように定める。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。国の方針を受け、技能労務職が従事する業務の民間委託化等を推  
進したことにより、松田町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用  
を受ける職員が不在となったことから、本条例を廃止したいので提案するもの  
でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

議 総務課長 それでは、議案第47号松田町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例を  
廃止する条例につきまして御説明させていただきたいと思います。

廃止の理由としましては、技能労務職が従事する業務の民間委託等を推進し  
たことにより、令和3年度から松田町現業職員の給与の種類及び基準に関する  
条例の適用を受ける技能労務職員が不在となったことから、今後退職者不補充  
を推進することから、本条例を廃止するものでございます。

恐れ入ります。議案1枚おめくりください。議案本文でございます。附則、  
第1項、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。  
第2項、松田町現業職員の給与に関する規則は、昭和45年松田町規則第8号は  
廃止します。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいた  
します。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

ございませんか。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませ  
んか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第47号松田町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9「議案第48号土地の無償貸付について」、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第48号土地の無償貸付について。次の町有地を松田さくら保育園の敷地として、社会福祉法人西さがみ福祉会に無償貸付することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めます。

1、土地所有地、種別、数量。所在、松田町松田庶子字谷津。地番、162番地と、地目、登記簿の順で言います。地番162番地の1、地目が学校用地、登記簿面積が1,132平米。164番3、学校用地、105平米。166番2、宅地、435.02平米。173番2、宅地、10.21平米。合計1,682.23平米でございます。

2、貸付の方法、使用貸借契約。

3、貸付価格、無償。

4、貸付期間、令和5年4月1日から令和15年3月31日まで。

5、貸付の相手方、神奈川県小田原市東町1丁目30番30号、社会福祉法人西さがみ福祉会、理事長 都築融光。

6、無償貸付の条件、児童福祉法第35条、1ページめくっていただいて、第4項の規定により認可された保育所を令和15年3月31日までの10年間運営することを条件とする。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、令和5年3月31日をもって社会福祉法人西さがみ福祉会との土地使用貸借契約の期限を迎えることから、引き続き当法人における保育所の安定的な運営ができるよう、土地を無償貸付したいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、土地の無償貸付について御説明をさせていただきます。松田さんから保育園用地は、平成25年1月よりですね、同法人に貸付をしておりますが、地方自治法96条第1項第6号において、条例で定める場合を除くほか、財産を適正な対価なくこれを譲渡し、もしくは貸し付けることは議会の議決を得られなければならない事項と規定されておりますので、今回議会の議決を求めるものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、参考資料1を御覧ください。土地使用貸借仮契約書でございます。御説明をさせていただきます。貸し主、松田町長と借り主、社会福祉法人西さがみ福社会理事長は、次の条項により土地の使用貸借契約を締結する。

第1条、貸付物件。甲はその所有する次の土地を乙に無償で貸し付けるものとする。所在地は、松田町松田庶子字谷津。地番、162番1ほか3筆。登記簿地積は合計で1,682.23平米です。

第2条、貸付期間は使用貸借の期間は令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間とする。

第3条、用途指定は、乙は貸付物件を児童福祉法第35条第4項に規定する認可された保育所及び甲の承認を得た保育所に類する用途に供し、自ら運営しなければならない。

第4条及び第5条は、記載のとおりでございます。

第6条、権利の譲渡等の禁止。乙はこの契約により生じる権利を譲渡または転貸をしてはならない。第2項、乙は、貸付物件に債務の担保等、甲の所有権を侵害する権利を設定してはならない。

第7条は記載のとおりでございます。

第8条、管理義務等は、乙は貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように注意しなければならない。第2項、前項の費用は乙の負担とする。

次ページをお願いいたします。第9条、実地調査等。甲において必要があるときは、乙の貸付物件の使用状況や保育所運営状況に関して実地調査し、また

は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は正当な理由なく調査等を拒むことができない。

第10条、契約の解除は、甲は乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。第2項以下については、記載のとおりでございます。

第11条、有益費等の請求権の放棄。乙は、この契約を解除された場合は、貸付物件に投じた有益費、必要費またはその他の費用があっても、これを甲に請求することはできない。

第12条、土地の返還。乙は貸付期間が満了したとき及び甲が第11条の規定によりこの契約を解除したときは、甲乙協議して甲の指定する期日までに貸付物件を返還しなければならない。

第13条、損害賠償等。乙はこの契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第14条、契約の更新。乙は貸付期間満了後も引き続いて指定用途に供するため、契約の更新をしようとするときは、貸付期間満了日3か月前までに書面をもって甲に申し出ることができます。第2項、甲は前項の申出を受けたときは、乙と貸付条件等を協議して、甲は必要な手続を経て契約の更新とする。

第15条、契約の費用から第18条までは、記載のとおりでございます。

次ページをお願いします。第19条、本契約の成立でございます。本契約の成立としまして、この契約は仮契約であり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、松田町議会の議決を得たときに本契約となるものとする。なお、松田町議会の議決を得て本契約となった場合は、別に契約書は作成せず、この契約書をもって本契約とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年11月24日、甲 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地、松田町長 本山博幸。乙 神奈川県小田原市東町1丁目30番30号、社会福祉法人西さがみ福祉会 理事長 都築融光。

なお、参考資料には土地の無償貸付地の公図写しとなります。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第48号土地の無償貸付についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は2時35分とします。(14時22分)

議 長 休憩を解いて再開します。(14時35分)

日程第10「議案第49号松田町寄ふれあい農林体験施設の指定管理者の指定について」、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第49号松田町寄ふれあい農林体験施設の指定管理者の指定について。次のとおり松田町寄ふれあい農林体験施設の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に指定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄ふれあい農林体験施設。所在地、松田町寄字81番地内。

2、指定管理者の名称等。名称、株式会社D A S I。代表者、代表取締役御簾納聖子。所在地、松田町寄1490番地17。

3、指定の期間。令和5年4月1日から令和10年3月31日まで、5年間。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決

を得るため提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは説明をさせていただきます。松田町寄ふれあい農林体験施設は、すぐれた自然環境を保護するとともに、その利用増進を図り、もって地域活性化並びに住民の保健及び休養に資するために設置をされております。

1枚おめくりいただきまして、右上、参考資料1を御覧ください。こちらは指定管理者の選定の申込書となっております。施設名、松田町寄ふれあい農林体験施設、いわゆる寄七つ星ドッグランですね、になります。申し込まれましたのは、町内に所在する現指定管理者でございます株式会社DAS Iでございます。

おめくりいただきまして、申込書より抜粋した内容でございますが、その内容で御説明を申し上げます。

まず1番目といたしまして、経営に係る基本方針、こちらにつきましては、YHV事業の基本コンセプトでございます愛犬との共生、癒しと賑わいを創出する里づくりプロジェクト、これにのっとりまして、ドッグランとカフェの魅力を最大限に発揮し、関東近県等からの集客に寄与し、町のPRと発展に努めること、さらには足柄エリアへの集客拡大につなげていくこと、こういったことを掲げておられます。

この方針の大きな柱立てといたしましては、①から⑧以下の項目に取り組むこととされてございます。

おめくりいただきまして、2ページ目です。2番の指定予定期間内の年度ごとの業務の実施計画となります。年間を通じまして、定期的を開催するイベント、こういったものを多数用意してございます。目玉施設でもございますが、プールについては大きな集客要素となっており、ドッグランフェスタや季節の行事などに合わせたイベントを複数開催されております。また、6月のホテルのタベや1月のロウバイハイキングなどでは、地域団体等との連携を深めていく相乗効果が期待されるものであります。さらに、災害時の愛犬の一時避難場所としてですね、こういった機能を探る防災訓練なども予定をされているとこ

るです。5年間の計画は、おおむね同様の内容となっております。

おめくりいただきまして、4ページから7ページを御覧いただきたいと思えます。3番の指定予定期間内の収支計画となっております。4ページの令和5年度の欄を御覧いただければと思います。収入・支出ともに、施設は全体でありますけども、ドッグランとカフェ、これを区分した内訳として記載され、その横に合計が表示されている収支表となっております。

まず、収入の項目であります。ドッグランの入園料等として2,200万円です。ね、愛犬…これは当然、愛犬とですね、人も入る入園料、これが含まれる。また、駐車場の使用料等です。その横ですね、ランの横にはカフェの関係がございますが、カフェの売上につきましては、地元の野菜や果物も活用した、愛犬にも楽しんでいただく料理等の提供、またお土産の売上であり、通販では松田ブランドにも認定されております愛犬向けのジビエ肉などを想定したものでございます。

これらを合わせまして、収入といたしましては年間3,430万円の収入を見込まれており、この後の表が4年間にわたって続くわけですが、4年間…今後4年間ですね、毎年度、ドッグランとカフェの売上をおのおの100万円ずつ増という目標設定を、収支計画を立てられているということでございます。

続いて、支出の部となります。こちら収入の部と同様にですね、ランとカフェの区分がされてございます。人件費の支出が、報酬含めましておおむね60%程度となっております。組織や雇用の情報につきましては、後ほどの9ページのほうで詳細を記載してございます。現在に至るまで着実に地元雇用に取り組みされており、今後もさらに促進をされるものとして、先ほど収入が100万ずつ、年200万ずつ増えていくというお話を申し上げましたが、令和6年度以降の人件費、こちらについて支出の部としては200万円ずつの増加ということで収支計画となっております。

なおですね、同施設に係る町の借地料でございます。今回、指定管理期間がこの5年間ということで予定をされていますけども、その町が負担をしている借地料のですね、4分の3となる195万8,000円ですね、これを毎年度5年間、

御負担を頂く予定となっております。現在の指定管理期間、これが令和2年度から本年度までの3年間ですね、こちらは2分の1、130万5,000円でございます。ここから4分の3に引き上げていただくということが支出の部の借地料の項に書いてございます。

この全体の収支計画を見たときにですね、今後も増資を見込む計画となっております。これは、コロナ禍で観光施設、いろいろな打撃がいろいろあるところではありますけども、コロナ禍にあっても堅実な運営をされ、オープン以来の実績の中で順調な経営の結果として反映されたものと思慮いたしてございます。

なお、また参考までにでございますけども、令和3年度の収入額を申し上げますと、その収入額は3,650万円でございます。この数字がですね、3,650万、昨年度の実績となりますけども、指定管理を始めていただいた平成30年度、このときのスタートがですね、2,400万円でございます。その中から3年間で約1.5倍という大きな伸びを示す努力をされてきております。また、本年度につきましても、年度の途中でこれからまだ何か月間あるところですけども、昨年度の先ほど度申し上げた3,650万、この実績を上回りそうだとということで経営をされているということを確認しております。

恐れ入ります。おめくりいただきまして、10ページ目を御覧いただければと思います。5番の周辺地域（地元）への経済効果でございますけども、今までの御説明のとおりですね、寄の地域をつないで活性化すること、町全体をつなぐ架け橋となること、経済効果を意欲的に発揮する方向性が記載されておるところです。ちょっと駆け足になりますけども、計画書の内容は以上となります。

右側のページを御覧ください。参考資料の2ですね。こちらにつきましては、町の指定管理者選定委員会への候補者選定依頼書となります。

おめくりいただきまして、参考資料3、右上、参考資料3につきましては、同委員会における選定結果書となります。候補者の選定に当たりましては、3に記載のとおり、附帯意見を頂戴しております。要約いたしますと、現状非常にやっつけていただいているわけですけども、ここに満足することなく、さらなる

発展に向けた意欲的な計画であると評価がありましたけども、持続的に今後でもありますね、やっていっていただくためには、施設の維持更新、こういったものも計画的に取り組みをされるよう期待するというところでございます。

説明につきましては以上となります。御審議のほどよろしく願います。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質問のある方は。

6 番 井 上 それではですね、質問をさせていただきます。今、後段の説明の中で、借地料の説明がございました。この指定管理者のほうは4分の3を負担、町がですね、その借地料の4分の1を負担という説明がありましたが、これはですね、どういった形で4分の3、4分の1負担というふうな定めとなっているのか。もうドッグランと建物ですね、全体での敷地ということによろしいのか。ほかに通路等をですね、含めてあって、そういった通路部分は、じゃあ町が負担しますよという話になってるのかね。その辺の詳細が分かりましたら願います。

観 光 経 済 課 長 御質問にお答えします。まずその借地の範囲でございますけども、ドッグランの全体のエリアということで、この通路を除くとか、そういった形ではなく、地権者の皆様から町がお借りしているもの全ての部分でございます。また、定めというお言葉がありましたけども、こちらについては、この計画書を出していただいて、指定管理の選定が済みました暁にはですね、頂戴した暁には、協定等で約していくこととなります。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。それでは、借地料については覚書等で町が4分の1を負担することというふうな取り決めはないというふうに理解をさせていただきました。

それでありますとですね、先ほど令和3年度の決算でのですね、収入でイコール支出になるかと思うんですけども、それは3,650万円ということです。この指定管理のほうのですね、収支計画、令和5年度から5、6、7、8、9年度というふうになっていますが、毎年ですね、収入とそれに伴う支出のほう

は200万円程度上がってきている計画となります。どこが増えて…収入のほうはですね、それぞれのドッグラン収入、カフェの収入等が増えてきているという形になってはいますが、支出のほうはというとですね、やはり人件費のほうは毎年200万円ずつですか、増えてきているという中であれば、やはりこれだけの収入をですね、指定管理者のほうで得ているということであるとですね、町負担、指定管理者のほうは195万8,000円、約200万円としますとですね、町のほうは六十何万、70万円弱の負担であるわけですね。当然これだけの収入規模が増えて、実質的にはもう令和3年度3,650万円で、もう令和5年度は決算ベースで見れば、かなりこの数字をオーバーするというのは確実ではないかなという中でですね、この借地料についての見直し方針というものを町は持っておられるのか。今の町のほうが4分の1負担をですね、ゼロで、指定管理者がこれだけの収入をこの土地及び建物によってですね、得ているということを考えれば、100%ですね、借地料については負担をしていただいてもどうかなというふうには個人的には思いますが、町の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

観光経済課長 ただいま頂いたお話は、収支計画を見ていた中で、借地料について町として考えがあるかということかと思えます。このドッグラン、指定管理始まって以来、その借地料の一部を最初から少しずつ増やして、期間ごとに増やして今回きてます。前は2分の1で、今度は4分の3ということで、協議の中ではですね、ちょっと長い展望ではございますけども、今回のこの5年間でまたその収支的にですね、いい状況をしっかり歩んでいただくことであれば、その月は全部見ていただきたいというようなお話を協議の中ではしております。つきましては、今回の期間というのは、町が4分1、相手様には4分の3を御負担いただくものと考えています。

先ほど人件費と収入の関係のお話もございました。こちらがですね、全体でやはり入園料、いろいろなものが増える中で、カフェのほうもそうなんですけども、今までのこの伸びが当然あるわけですけども、そこに当然人件費のほうも、雇用を促進する中で、地元雇用を促進する中でどうしても必要だった部分

というふうに聞いております。つきましては、今後もこのサービスを維持していくために、人件費という部分を大事に見て、今回こういう収支計画表になっているのかなと思っております。以上です。

6 番 井 上      ありがとうございます。それでは、借地料のほうの確認なんですけれども、この収支計画、5年、令和5年度から以降のですね、5年間の収支計画は一応こういう形だけれども、それぞれの年度の決算においてですね、その当該年度分の借地料については100%を指定管理者が負担をしていただけるような状況もあり得るといふような説明だといふふうに理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

観 光 経 済 課 長      説明がまずくて申し訳ございません。ベースとしては、さらに5年後の、5年というのが、今回指定管理期間が5年でありますので、今回の指定管理期間の中では5年間、状況を見ながらかなといふふうに考えております。当然、先ほども言ったように、今後もお客様に来ていただくためには、設備投資、これも事業者さんのほうで考えていらっしゃるという話も聞いておりますので、そういった面では計画上は5年間、協定を結んでですね、相手様とは4分の3、4分の1という、5年間ですね、間はやっていきたいといふふうに考えています。その先は、5年後にまた最終的に状況がよければ、全額を御負担頂けるようになればといふふうには考えております。以上です。

6 番 井 上      じゃあ、この5年間は4分の1で、70万弱ですけれども、それで固定ということ。分かりました。今ですね、大分建物も老朽化するなり、設備も古くなっているところもあるということであればね、当然その辺の部分は経営に係る基本方針のところですね、そういった考え方を載せておかないと、なかなかこれだけの収支計画、実際には令和3年度から見れば、これをかなり上回るね、決算の収支が出ているという辺りから見るとですね、当然その辺は町民から見てですね、町が負担をしないで、やはりそれは指定管理者のほうに収入があるんであるから、見てもらいたいという視点は当然あると思います。その中に、今の説明が入るような指導をですね、今後されていっていただければといふふうに思います。終わります。

議 長 ほかにございますか。

5 番 田 代 初めに、このドッグラン、これについては平成の初め、ふれあい動物村でスタートをしたという記憶があります。その頃はバブルの頃だったので、そこそこお客さんが来たんですけれども、餌代、365日餌をやらなければいけない。それで職員も従事するために人件費を出さなければいけない。バブルが過ぎた後に、もう完全に赤字になって、結構苦しんでいたという記憶があります。その後、昭和10年代後半だと記憶しています。動物村では限界だということで、ドッグランにかじを切りました。県の補助金等を使って一回改修して、その後に平成20年、21年だと思うんですけれども、大幅にリニューアルをして、ここにいられる副町長が頭になって、そのドッグランを再整備したと。それで、そこそこお客が来始めて、今回平成29年ですか、本山町長の時代に再度大幅リニューアルしたと。そこでD A S I さんに指定管理に出したというふうに私は記憶してます。この長い流れの中で、30年の流れの中で、指定管理者にされた、これでそれだけの成果が上がったというのは、多分松田町の指定管理の中で一番これは優等生ではないかというふうに私は見ております。

その中で、そういう前提の中で、質問をしたいと思います。借地料については順次上げて、次年度の改定のときに全額見てもらうようなお話でした。この選考委員会ですか、指定管理者候補者の選定結果、参考資料3の一番下の附帯意見を御覧になっていただきたいと思います。全天候型ドッグランの新設など、さらなる発展に向けた意欲的な計画と判断して、更新を決定したと。あと、施設の老朽化による対応も生じるため、施設の更新計画を作成し、積立金の使途を明確にするとともに、持続的かつ発展的な事業の推進を期待していますとなっています。これについてちょっとお伺いします。今現在、令和3年度決算で結構ですから、積立金は幾らありますか。

観 光 経 済 課 長 すみません、詳細な資料をお持ちしておりませんが、毎年度積み立ていただいている金額から考えますと、100万円から、その2倍程度かなというふうに思います。

5 番 田 代 恐らくこの5年度以降の数字で見ると、100万円ずつ…134万2,000円です

か、を積み立ててるような感じです。それから推測すると、今まで3年間、二、三百万ぐらいはあるのかなと思います。

私の感覚ですと、公共施設は松田町のもので、大規模補修については、施主である町が行う。小規模補修については当然、お借りしている事業者、D A S I さんが行えるというふうに私は解釈しています。その辺のすみ分けですね。一つの考えとして、借地料は全額払って事業者がやってもらう。それで大規模補修だけは、町の施設ですから町が行う。新規に作ったものは、今度は誰のものかという、事業者のものになりますよね。その辺のすみ分けについて、どういうふうにお考えなのか。まずそれが1点です。

観光経済課長 お答えをさせていただきますと、指定管理の関係は、御案内かと存じますがけれども、当然指定管理指定があった際には協定書を結ぶ。この協定書の中には、リスク分担が明記されることとなります。議員おっしゃるように、修繕的な要素、大規模な修繕的な要素というのは、リスク分担でおおむね町になる部分でございます。ただ、その事業者が施設として前向きに投資をする、こういった考え方は、たとえ大規模であっても事業者側がやることが多いのかなというふうには考えております。決め方としてはそういう考え方かなと整理しています。

5 番 田 代 私はこの指定管理に反対するものではございません。非常にうまくいっているんで、今後5年間運営していくために、諸問題が出たときに、うまくいくようなという考えで質問させていただいています。

今、課長のお話のあった新たな施設投資、それについて事業者が行うと、最後に協定書の中で、それは町のものだよということで、権利を主張しないような考えもあるんですけども、うまくいかなくなると、裁判ということも、たしか過去に動物村で委託業者とあったような気がします。ですから、そういうようなまずい結果になるのではなくて、やはり新しい施設については、町の施設ですから、町が投資する。そのかわり、利益が生んでいるので、借地料はしっかり全額見ていただくと。そのようなすみ分けが私は個人的に必要なと思います。私の考えに対して、町長、どういうふうにお考えになりますかね。よろしくをお願いします。

町

長 まず、前提に立って話をするとですね、ドッグランは本当に努力をしていただいている事業です。本当に優等生ということでお褒めいただいたというのは、直接伝えなきゃいけないかなと思うぐらいです。

それで、費用負担の話はですね、土地の部分については今までが半分負担をしていただいていた。それは当然、やっぱりこういった団体を育てていかなきゃいけない。その中で、本当に努力された結果、先ほど数字を言っていたので、何かすごくもうかっているなという勘違いをされる人もいるかも知れませんが、それは努力したからで、それが民間のよさだと思うんですね。それと、当然行政がそれに対するバックアップもしながらやっていくというところで信頼があったんだろうなということを理解はしております。その中から次の5年は、それは気持ち的には全額お願いしたいというような思いはあるにしても、まだコロナの状況で、影響はなかったといえですね、まだまだやっぱり育てていかなきゃいけない部分で、さらにその半分の半分は町が持ちましようというようにあります。先ほど言ったリスク分担の話については、もう答えをさせてもらったので、同様な考え方でありますので、今後ですね、この団体と、あとちょっと言っておかなきゃいけないのは、この人を雇っている人数が13名ほどいらっしゃるんです。本人以外。人件費をですね、13で割って、例えば年間150万払っているとすれば、1,650万なんですよ。平均で。ただ、今井さんは、もうちょっと給料は高いかも知れませんが。そうすると、月12万なんですよ。実際に計算すると。ということは、それが本当にいいのかということで、本当に経営者も努力をされてる事業なので、そういった、いい人材を残すためにも給与を上げていきたいという思いの中から皆さんが今、頑張っている途中だということにありますので、今後も一緒にですね、やっていきたいし、何か新しいもの作りたいということであれば、当然我々の許可を取ってやっていくというのが協定書の中に書いてありますし、もうやめたと言ったときには、それは更地に戻すというふうなことが通常のルールになっているので、それも記載されているということを認識していますから、そういったことの中でですね、最悪そうならないように我々も御一緒にしますが、なった場合

のことも規定した協定を組むように考えております。以上です。

5 番 田 代 御回答ありがとうございます。私も決算書と、あと収支計画ですか、見た中で、5年の初年度から9年度まで、全部で820万の増と。その中で、ドッグランの入園料がプラス400万、カフェが40万…400万だったか。それで、通販が20万。要は入園料とカフェ、これが稼ぎ頭なんですよ。それで820万増になってる。今、町長からもお話あったように、これを行うのは人なんですよ。本当に好きな人が、熱心な人が集まってやってるから、これだけ出て、そういった中で、これからやはり大変な時代になっていく中で、ある程度ここで稼げる。そういう面では町長のお話のあった人件費あたりは、ある程度見てやらなければいけないのかなど。人が育てば、この施設は安定してお客を呼べるというふうに私は考えます。

したがって、借地料と投資的な事業に戻りますけれども、借地料はやはりそこを使っているんだから、最終的に5年後の更新のときに、うまくいってれば全額見ていただくと。上物の建物については、当然公共施設として事業をやれば補助金が頂ける可能性もあるわけですよ。そうすると、相手の方の事業者の負担が減るのではないかと。借地料が多分増額になっても、60万いかないと思うんですよ。75%と25%で割り返すと、約200万が事業者負担、残りの60万弱が町負担になっています。これを事業者に60万負担していただくのと、逆に投資的的事业でそれなりのものを造ると、すぐ50万、100万なんて、あっという間にかかってしまいます。中途半端なものを造ると、修繕費がかかります。であれば、公共施設の伝家の宝刀ということで、補助金を頂いて、いいものを造っていただく。小規模修繕、ペンキを塗ったりだとか、ちょっと傷んだところは事業者に見てもらおうと。このような考えを私は持っております。町長、ぜひこれに関しては5年間の流れの中で、その辺をすみ分けして進めたいと思います。再度質問です。よろしく申し上げます。町長のお考えをお願いいたします。

町 長 60万をさらに利益として出すというのは、それ相応のやっぱり努力が必要になると思うんです。なので、ここに計画書どおりいった場合という、たれば

の話でもありますが、これはやっぱり先ほど優等生と言ってもらった方々が、今後もやっぱり継続してやっていくという部分では、やっぱり我々もその辺のことは敬意をもって、表して契約もしながら、この5年間、見守っていかなくちゃいけないかなというふうに思っていますので、この場でそのような軽はずみな話はちょっと、さすがに相手にとってもできないかなと思っています。ただし、本当にこの計画どおりにいって、社長さんの御理解を頂けるようであれば、そういった交渉は当然そのときにすべきかなというふうに思っております。

あとは、補助金頂いて、新たな事業をやりたいということになったときには、当然ですけども、全額補助金を一回頂いたときに、これは改修しました。地方創生のお金をもらってですね。次からは多分半分だとか、地方創生の流れが一気に逆転するというか、後転してくる可能性があるので、自費負担というのは多くなってくる可能性もあるので、その辺はやっぱり新しいことをやるにしても、その分での投資した分の回収ということを考えながら、よく打合せをしてですね、進めてまいりたいというふうに考えています。以上です。

5 番 田 代 町長の御意見、分かります。私がちょっと勘違いしちゃっているかなと思うんですが、新規事業について、新規の投資的な事業については補助金を頂けるんではないかと、そういう意味です。今まで造ったものの改修の、やはり大規模改修は、数字的に結構な額になるんですね。それは町が見るべきなのかなと、事業者負担はいかなのかなというふうに問題提起をさせていただきました。最後に町長から回答があったとおり、この5年間の推移を見ながら、その辺の知識について、ある程度方向性をつけていただければありがたいのかなと。そのとき私は議員をやっているかどうか分かりませんが、ちょっとここはいい施設ですから、長い目で見たいなと考えております。質問を終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第49号松田町寄ふれあい農林体験施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11「議案第50号松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者の指定について」、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第50号松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者の指定について。次のとおり、松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄自然休養村管理センター。所在地、松田町寄3415番地。

2、指定管理者の名称等。名称、有限会社みやまの里。代表者、代表取締役大館一郎。所在地、松田町寄3415番地。

3、指定の期間。令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、1年間。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、議案第50号について御説明をさせていただきます。松田町寄自然休養村管理センターは、寄自然休養村事業を総合的に推進し、観光農業の促進を図るとともに、健全な休養と研修の場所を提供するために設置されております。

1枚おめくりいただきまして、右上の参考資料1を御覧ください。こちらは

指定管理者の選定申込書となっております。記載内容は、ただいまの提案説明で御説明のとおりでありますため、1枚おめくりいただきたいと思っております。

この申込書により、抜粋した内容で御説明を申し上げます。まずはこの1ページ目ですね、指定管理施設運営事業計画でございます。有限会社みやまの里さんは、平成8年に設立され、資本金は500万円、地方自治法に定めるとおり、町が2分の1以上出資をしている法人として、毎年度、経営状況を議会に報告をさせていただいております。

事業内容(1)から(8)までございます。同施設の維持管理はもとより、自然休養村事業に資する観光案内や飲食店の経営等となっております。その下のほうに枠がございますが、2として、指定管理者としての基本姿勢といった部分であります。①につきましては、施設の活用により、都市と農村の交流を促進し、施設利用者へのサービス向上と経費の節減を図ることとされる一方です。②のほうにおきましては、コロナ禍における収支の不安定さが見込まれることから、指定管理期間は1年間というふうにされてございます。従来、この現指定管理期間もそうでございますが、5年の指定管理期間でございました。こちらに書かれておりますとおり、コロナ禍で書き入れ時である夏の団体客ですね、グラウンドを使われる団体客の宿泊、これが激減をしております。収入はコロナの影響を受ける前の、こちらについては半分程度まで落ち込むという、大変厳しい状況が続いていたと。そのような中ですね、今後の経営の見通しが大変厳しいということを鑑みまして、まず今回については、今回については5年という期間ではなく、まずはこの1年間で改善が見込めるかなど、こういったことをいろいろ検討されたい旨の協議がございました。そういったことを踏まえて、単年度の指定管理期間としてございます。

おめくりいただきまして、2ページ目、3ページ目を御覧ください。2ページにおきましては、経営方針、また運営方法、施設の維持管理などの基本的な考え方を記載をしております。3ページにおきましては、法令遵守や環境配慮等の考え方をお示しをなさっております。

おめくりいただきまして、4ページ目を御覧いただきたいと思っております。こち

らのページには、収支計画のほうが入っておりますが、こちらはまず管理センターのみの収支計画書ということにさせていただきます。しかも、複数年度ではなくて、令和5年度のみ計画ということでございます。収入のほうを見てくださいますと、内訳といたしまして、営業収入と書いてありますのは、宿泊料や研修室等の使用料となっております。また、営業外収入とございますのは、これは町の指定管理委託料でございます。

下のほう、支出の部でございますけれども、施設管理に要する人件費と光熱水費が主立ったものとなっております。人件費につきましては、同社はですね、他に次の議案等でもございます運動広場等の指定管理も担われているため、収入の比率から案分した額、これを支出の部の人件費として案分して計上しているということでございます。

計画書の内容は以上となりまして、右側のページ、参考資料2を御覧ください。こちらは町の指定管理者選定委員会への候補者選定依頼書となっております。

おめくりいただきまして、参考資料3につきましては、同委員会における選定結果書となります。候補者の選定に当たりましては、項番3に記載のとおり、附帯の意見を頂戴をさせていただきます。①と②を読み上げさせていただきます。①は、コロナ禍における経営の安定性への懸念を踏まえ、指定管理期間は1年間となっておりますが、令和6年度以降を見据え、積極的に展開される1年となることを期待します。②におきましては、利用者数の減少への対策として、これからの時代に即した経営を検討されるとともに、地域団体との連携を促進し、地域振興につながる取組の具体化を期待します。また、より多くの方が訪れていただくため、今までにないサービスの検討やPRの実施など、併せて地域の財産を活用した新たな取組を期待しますということでございます。

説明につきましては以上となります。御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
12番 大 舘 質問をさせていただきます。前の議案のドッグランの経営計画に対してですね、この経営計画、1ページの一番下の枠ですよね。コロナ禍における収支の

不安定さが見込まれることから、指定管理を1年間とします。非常に後ろ向きなというか、やっぱり1年間やってみますけど、それでも駄目なら駄目ですよという、そういうことじゃなくて、一気に景気は回復するわけじゃない。事業というのは、やっぱり年次計画を立てて、徐々に、今年度計画したものは成功すれば、それに上乘せして、またさらに幅を広げていくという、これ、行政がかんでいる事業だからもっているわけですけど、民間ではとても経営が成り立たないわけですよ。その辺の基本姿勢というのが、ちょっと違うんじゃないのかな。町として、どういう指導されているのかなというふうに、非常に疑問に思います。

いろいろ管理センターの中でですね、ロウバイの実行委員会とか等やってます。経営者の大館一郎さんも参加されている中でね。以前、先日の実行委員会の中で、委員の中からですね、日曜日に管理センターが閉まっちゃってるので、トイレが使えないで非常に困ったという意見ありましたよね。その中で、一郎さんの回答が、人件費がかかるから開けられないだというような話、ほんと後ろ向きというか。ロウバイまつり中、人がいっぱい来るのに、その人を呼び寄せて何かを販売できる、いい、絶好のチャンスじゃないですか。町のほうからは、みかんオーナー組合とか、みんな移動販売に来てますよね。あの受付のスペースというの、結構広いわけじゃないですか。ちょっとした小規模の地場産の販売所、直売所を、やろうと思えばできるわけですよ。それで、寄地域でも野菜を作っている人いっぱいいます。余ったものをそこで現金化できるという、お年寄りの小遣い稼ぎにはなるわけじゃないですか。そういう取り組みばいくらでも可能性があるわけですよ。それを町としては、そういう指導はされなかったんですか。この事業者選定をする中で、そういう会話はされなかったのかどうか、その辺をお伺いします。

観光経済課長　いろいろ御提案というか、御指導を含めてありがとうございます。町としてのということではありますけども、1の法人として、今回この1年という一回結果にはなっておりますが、臨時の株主の総会を今回開かれております。その中で、いろいろ議論が…聞こえない。

議 長 大きい声でお願いします。

観光経済課長 今…最初からいきます。いろいろ御指導を含めて、御意見ありがとうございます。後ろ向きという御意見が出ましたけども、実は先月、この1の法人であるみやまの里さんとして、臨時の株主総会を開いています。その中で、今後です、非常に厳しいという意見がある一方で、どうなんだと。この先どうなんだという意見を大分腹を割って皆さん話をなさいました。その中でですね、厳しいけども、今回この1年ですけども、そこを1年を前向きに捉えて、その先につなげようという御意見が出ております。つきましては、今回1年ということではございますけども、その先というのはまた長くやっていただける目も十分に感じたところであります。皆さんでお話をされた中で、そういう御意見が出ましたので、非常にありがたい場でございます。

またですね、先ほどロウバイまつりのお休みの日の件も含めて、社長のいろいろ御意見がありました。ただ、社長の思いとしては、この法人というのはやはり資本金を皆さんから、地域の皆さんから頂いてできていると。その資本金というのを、やはり守っていく必要というのも当然あると、執行役としてあると。そういう中で、一生懸命取り組んでいるんだということでした。ただ、その臨時総会のときにですね、守るだけかよと、そうじゃなくて、この資本金もうまく使ったらどうかと、そこまで立ち入った意見がいろいろ出ておりましたので、この先の展望が少しずつ開けていくものと考えております。以上です。

12番 大 館 確かに、寄の中ではそういう意見があるわけですけども、担当課の課長としてね、このみやまの…ふれあい農園のドッグランの、こういう資料がもう既に入手されていたわけでしょう。最近役員会か何か開かれたというのか知りませんが、やっぱり議会へ提出する資料の中でね、あまりにも格差があり過ぎます。確かに先ほど田代議員が言うように、ドッグランの経営者はものすごい努力してられますよ。しかも、寄地域の人材を雇用されてる。自然になったわけじゃないんですよ。やっぱり経営者が努力してるからだと思う。その辺で、あまりにも計画、この議会に提出する議案としては、ちょっと違うんじゃないかなと。非常に残念に思うんですけども。確かに役員の中には一生懸命再建と

うか、何とかという考えの人はいっぱいいると思います。あの場所で、バスの終点で、しかも鍋割山が全国的に有名なわけじゃないですか。ハイカーさんも、ふだんの日でもかなり通られます。畑にいと分かるんですけど。そういう人たちが、必ず寄ってくれるわけじゃないですか。買う、買わないは別にしてね。そういう人たちの懐から、一銭でも稼げる方法、実践しなきゃいけないでしょうね。ただ考えているだけじゃ。お金になる方法、いっぱいあると思うんですよ。それで、社長の家の商売は閉店されて、今、自販機しかやってないでしょうね。ですから、民業圧迫にはなりませんから。ちょっとした日用消耗品、石けんとか、それから台所用品とか、ちょっとした調味料とか、そういうものを並べても、恐らく売れると思うんですよ。それは移動販売車の「くるまつくん」か。あの車も週に2回かな、回って、それでも売れてますよね、ある程度。ですから、常設であれば、地域の人たちも自然と買ってくれるんじゃないかと思うんですよ。あれだけスペースがあるんだから、もっと活用して生かさなきゃいけない。

それで、管理センターの役割というのは、やっぱり地域の顔ですから、そういう来てくれたお客さんに対して、寄ってすばらしいところだから、発展すれば移住まで進められるような場所じゃなければいけないと思うんですけども、そういう位置づけの重要な場所ですから、もう少し計画についても、これじゃあまりにも残念過ぎます。見ていて非常に、このいろいろ書いてありますよね。指定管理としての基本姿勢だから、もっと前向きな、例えば、いいですよ、コロナで、コロナ禍のために収支の不安定さ、これ、どこでも同じですから。その中でも、うちも同業者ですけども、細々と、少しずつ増えてます。お客さんが、国でも旅行支援とかやってるじゃないですか。まるっきり下がりっ放しじゃありません。多少ずつ増えてますから、それはやっぱり企業努力で、お客さんに来てもらう手だてをしなきゃいけないと思う。もう少し前向きな姿勢になってほしいなと思いますけども、役場、行政としてもそういう指導していかなければいけないのか。

それと、やっぱり同じ町有財産を使用しているD A S Iさんと格差がありま

すよね。待遇といってる意味。片や借地料まで出してもらってる。それじゃあまりにも公平性に欠けると思うんですよ。それは確かに業績を上げてもらって、そうにしてもらわなきゃいけません。町の負担を減らすためには、それ、しちゃいけないじゃなくて、いいことなんですけど、やっぱりここももう少し努力してほしい。可能性はあると思うんですよ。その辺、どうお考えでしょうか。

観光経済課長 いろいろな御意見を頂戴して、ありがとうございます。まず、何点かありましたけども、1点目として、資料が内容的なものを含めてですね、もう少し前向きにと、また詳細にという部分につきましては、事業所様にもよくお伝えをして、町としてもうまく調整をしてですね、内容については少しずつ改めさせていただきたいと思います。

2点目のですね、今後どうしていくかという部分ですね。これがじゃあ町のビジョンはというお話を頂きましたけれども、先ほど申し上げた臨時総会の際には町長にも御出席頂いてですね、いろんな意見交換をしています。キーワードとしては、まずこの後の議案にもなりますけども、運動広場のやはり活用というのが大きい一つポイントになるというふうに思っています。先ほど申し上げたとおり、ただ町側がこう考えているということだけでは、あそこの場所は動かないと思ってます。ついては、みやまの里の臨時総会の中でですね、いろんな意見が出ました。さっき言った意見も含めて、また常設でね、例えばちょっとした買い物でもというような御意見も今日頂きましたので、この後、1年間ですけど、まずその中でいろんな議論をしようということになってますから、そこに御意見としてですね、あった御提案もぶつけさせていただきたいとは思っています。ポイントとしては、今のままでは厳しいというのは、その場でも出ておりましたので、それを先の展望を変えるための取組を決めるなり、取り組んでいくなり、そういった議論の場にして、先に進めていきたいと考えています。ありがとうございます。

12番 大 館 今、課長のほうから、ほかの施設、テニスコートも毎週土・日、相当数の利用者がいますよね。ここずっと、毎週毎週すごいですよ。車も人も。あと、グラウ

ンドについても、どこか横浜のほうのチームが中型バスで、かなりの人数で来ていただけますよね。ああいう人たちを通じて、もう少し広げてもらう。こういうすばらしい場所があるんだよという。あの人たちは気に入って毎週毎週来てくれてると思う。だから、そういう人たちにもう少し投げかけて、横浜ならいっぱいそういう少年の野球チームとかサッカーチームとかあると思うんでね、宣伝をうまくすれば、そんなにすごい汗かかなくても、集客はできるんじゃないかと思っています。宣伝の仕方も含めて、行政としてみやまの里さんに指導するなり、悪い言葉で言えば尻を叩いてもらう。そういうことをしていかなければ、結果としてこんな、この計画書ではじり貧です。どんどん下がります。もう少し前向きな姿勢、可能性って、持っているんだ。今言うように、利用者がグラウンドなりテニスコートなり、毎週のように利用されてる。そういう部分はあるんでね、可能性は秘めているので、もう少し何ていうのかな、目を向けて、町からもそういう方向に行くように働きかけたほうがいいんじゃないかなと思います。いかがですか。

観光経済課長 再度いろいろ頂きました。前向きにという点では、先ほど来話しているように、その先の展望をどうしていけるかというのは、一つグラウンドが核かなと思っておりますけれども、そこで検討していくと。あと、テニスコート、これも臨時総会のおきにお話出ました。やはり非常に快調ですね、逆に少し料金を上げてもいいんじゃないかぐらいの話もありました。立地的にいいのか、もっと、例えばテニスコート増設したらどうなのかみたいなのも話としては出るとかなと思っています。そういう可能性も含めてですね、前向きな議論を進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

6 番 井 上 それではですね、前者も言われていたんですけれども、やはり事業計画のですね、一番下書いてある不安定さが、収支の不安定が見込まれることから、指定管理期間は1年というところがね、やはり一番自然休養村管理センターに係る指定管理の問題点ではないのかなというふうに思います。そこで、前者のほうはですね、やはり事業者のほうを指導というところもありましたが、逆に

例えばですね、松田町もですね、公共施設の管理計画というものがあまして、その中にですね、寄自然休養村管理センターについても、この計画の中に入っているわけですね。ここにつきましては、耐震診断実施状況、未実施、耐震改修工事、未実施となっておりますが、課題としてはですね、30年を経過し、老朽化が進んでいることから、修繕等の検討が必要となっておりますというふうにもうたわれています。見た目とかですね、外観もそうですし、内部の施設的にもですね、大分、本当に30年前そのまま経過をしてきているというところで…（「44年。」の声あり）あ、44年。40年以上ですね。たっているということで、大分施設の利用勝手自体もですね、古い形であると。トイレとかお風呂もですね、古い。先ほどグラウンドの利用があるというんですけれども、例えばそこにさらにですね、シャワー施設等があれば、その利用、また登山者のベースともなっていますし、そういった利用というのがかなり進むのではないかなというふうにも思われます。

そこで、指定管理というのは、通常複数年、5年単位ぐらいでですね、最初の年はなかなか収支としては厳しいけれども、その後はですね、民間の活力によってですね、努力をしていただいて、数年後には収益が安定する方向に行くというのがですね、指定管理者制度ではないかなというふうに私は思っています。

そうした中で、町のほうのですね、考え方として、寄自然休養村管理センターのですね、建物、公共施設のほうでは修繕というふうにならありますが、それらのリニューアルなりですね、今後どうするんだという計画をですね、指定管理者のほうと調整をすることによってですね、いや、1年でいいよという話ではなく、複数年、何とか頑張ってみましょうという方向性も持てるのではないかなというふうに考えますが、それらについてのですね、寄自然休養村管理センターのリニューアル等についての考え方、担当課長、また町長からお願いをしたいと思います。

町長 この自然管理センターについてはですね、これまでもエアコンを直してきたりだとか、畳直したり、ふすま直したり、確かに必要に応じてやってこさせて

いただきました。せんだっては屋根が…屋根といいましょうかね、軒先のほうがおかしいからということで、修繕をしたりだとかしております。

私の感覚ですけども、施設がよくなれば客が来るという状況ではないようなところが多々見受けられます。ですので、先ほど大館議員からもありましたように、この管理センターを生かすも殺すも人次第というふうなことは、私も承知をしております。ただですね、これ、大前提にしなきゃいけないのは、このみやまの里さんが受けていただかなかった場合のことを考えたときに、じゃあ誰がという話は当然出てくるわけなんです。町の姿勢としては、なるべく地元から雇用の場を奪いたくない。なので、やっていただける方がいるのであれば、1年でも半年でもという思いは正直あります。なので、まずは今回はみやまの里さんの要望を我々も酌んだ中で1年間というふうにしましたけれども、ただこの1年間で終わらすつもりではないというような気持ちは、先ほど来から話があるように、総会のとときによく話を聞きました。やはり何となくですけど、何となくというか、感じたのは、みやまの里自体がですね、社長が1人で、孤独で、本当に一生懸命頑張っているなということで感じたところ、今回の皆さんの臨時総会の中で、ある意味、もうぎりぎりのところまで来てるところを露呈していただいたおかげで、周りの人たちと、じゃあ一緒にやっぱりやっぴりやっぴりこうよというふうな感覚が生まれたところから、社長自身の要は目の色が変わったというふうに私は感じております。ただ、その中にプラスアルファとして、町としてもですね、そういった来年以降受けていただかないような施設が…施設といいましょうか、会社としてなくなってしまうわけにもいけないと思っているので、先ほど来話ししている伴走型で、さらに我々としてもですね、しっかりやっていく。

その上で、先ほどから計画書について大分薄い、薄いという話がありますが、ここにも書かれている計画書によると、次のページ、次のページ見てもらう…2ページ、3ページのところにですね、5番のところに、立地条件を生かして現状のままであってもですね、しっかりとやっていくんだと。効率の悪いところは改善していく。新しいアイデアの考察ということを経営計画の中に盛

り込んでいただいている。その後にですね、8番に、その他の経営についての提案等については、町もしっかりとミーティングしながらやっていくというふうな事業計画的なことを書かれているので、あとはここに書かれていることをどういった格好で実行していくのか、どうなのかということ、これからですね、4月1日からこれはスタートすることになりますので、皆様方から御理解をいただければですね、この団体とその先のことについてきちっと話をしながら、また時には皆さん方に予算のことも含めて、あるとすればですね、お話をさせていただきたいなというふうに考えておりますので、この計画書自体が1年間の計画書になっていますけれども、そんなに安っぽい計画書になっているとは思ってないということだけお伝えさせていただきます。以上です。

6 番 井 上 現状ではですね、もうみやまの里でということはいくしかないという現状としてはですね、理解ができます。なかなか、先ほどですね、ロウバイまつりのときのやはり施設全体の使い勝手等、お客さんいっぱい来るんですけども、お客さん、その中で使われるのは、寄の休養村管理センターの中ではほとんどトイレだけなんです。トイレとあと食堂ですね、みやまの、浜膳さんの食堂ぐらいしか使われていないというような中でですね、町のほうも公共施設管理計画の中であるのでですね、将来性を見込んだ建物のリニューアルの方向性というものをですね、ぜひ検討をしていただいて、今回指定管理者の期間が1年間ということですけども、さらに今後、有限会社みやまの里で指定管理をお願いをすると。三セクでですね、町のほうも出資をしている会社でありますので、そこはみやまの里さんしかないのかなというふうに思いますが、やはり今後の何年か先、5年先、10年先を考えた中でもですね、やはりそういった計画をですね、ぜひ検討をしていただきたいと思います。終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認め、質疑を打ち切り討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第50号松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者の指定についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12「議案第51号松田町寄みやま運動広場の指定管理者の指定について」、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第51号松田町寄みやま運動広場の指定管理者の指定について。

次のとおり、松田町寄みやま運動広場の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄みやま運動広場。所在地、松田町寄3111番地。

2、指定管理者の名称等。名称、有限会社みやまの里。代表者、代表取締役大館一郎。所在地、松田町寄3415番地。

3、指定の期間。令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、1年間。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは説明をさせていただきます。松田町寄みやま運動広場は、町民の健康増進を図るとともに、観光等で都市から訪れる人々と地域住民との交流を深め、町の発展を図るために設置されてございます。

1枚おめくりいただきまして、右上参考資料1を御覧ください。こちらについては指定管理者の選定申込みとなります。記載の内容は提案説明と同様でありますため、またおめくりをいただきまして、抜粋した内容にて御説明を申し

上げます。

この1ページ目、指定管理者施設運営事業計画書でございます。先ほどの議案第50号と同様の部分については割愛をさせていただきまして、説明を続けさせていただきますと思います。

事業内容等記載のとおりですね、同施設の維持管理及び利用の許可、利用料金の収受に係る業務となっております。下の枠でございます内容は、先ほどと同様、①、②が記載されております。指定管理期間は、先ほどの御議論と一緒にございます。広場の利用状況、こちらについても先ほど若干御説明を差し上げましたが、やはり例年の半分程度まで落ち込みがあります。令和3年度、ただですね、若干この回復の基調もございます。しかし、グラウンド利用が増えても、最終的には先ほど申し上げた宿泊につながらないというのが大きい問題点でございます。1年間で総合的な改善が見込めたり、先の展望をという議論があったことについても同様でございますので、おめくりいただきまして、2ページ、3ページを御覧願います。

こちらの内容についても、先ほどの50号とほぼ同じ内容となりますため、おめくりいただきまして、4ページ目を御覧ください。こちらが収支計画書、令和5年度のみとなっております。収入の内訳といたしましては、営業収入とありますのは、グラウンドの使用料となります。営業外収入は町の指定管理委託料となっております。支出につきましては、施設管理費と人件費が主なものとなっておりますが、人件費につきましては先ほど申し上げたように管理センター等との比率を案分して人件費の掲載をしてございます。

計画書の内容は以上となりまして、右側のページ、参考資料2につきましては、町の指定管理者選定委員会への候補者選定依頼書となっております。

おめくりいただきまして、参考資料3につきましては、同委員会による選定結果書となります。候補者の選定に当たりましては、3に記載のとおり附帯意見を頂戴してございます。こちらの内容でですね、①については同じなんです、先ほどと同じなんです、②については寄りやま運動広場利用促進のため、青少年の健全育成や健康増進に資する事業など、付加価値を高める取組の検討を

行うとともに、新たな顧客獲得に向けたPRに取り組むことを期待しますという  
こととございます。

以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ございませ  
んか。

(「なし」の声あり)

質疑ないようです。質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませ  
んか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第51号松田町寄  
みやま運動広場の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の  
方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13「議案第52号松田町寄テニスコートの指定管理者の指定について」、  
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第52号松田町寄テニスコートの指定管理者の指定について。次のとおり、  
松田町寄テニスコートの指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定す  
る指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄テニスコート。所在  
地、松田町寄4116番地。

2、指定管理者の名称等。名称、有限会社みやまの里。代表者、代表取締役  
大館一郎。所在地、松田町寄3415番地。

3、指定の期間。令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、1年間。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 （「簡単でいいですよ。」の声あり）それでは説明させていただきます。1枚おめくりください。右上の参考資料1を御覧ください。指定管理者の選定申込みとなります。記載内容は提案説明と同様でありますので、1枚おめくりいただきまして、まず1ページ目、指定管理施設運営事業計画です。誠に恐縮ですが、先ほど議案第50号、第51号と同様の内容については、省略して説明を進めさせていただきますたく存じます。

事業内容につきましては、記載のとおり（1）テニスコートの施設の維持管理、（2）同施設の利用の許可、（3）利用料の收受等になります。資料の下の段の枠にあります2、指定管理者としての基本姿勢につきましては、施設趣旨を考慮した施設活用を行い、効果的な管理運営を実施しながらサービスの向上を図る。また、他市町の方々と交流しながら、スポーツ・レクリエーションの振興と寄地区の活性化を図れるよう、施設運営を図っております。

資料をおめくりいただきまして、経営方針及び運営方法に関する基本的な考え方につきましては、1の組織の体制から、次のページの8のその他の運営に当たっての提案等まで記載してございます。

資料をおめくりください。次のページ、指定管理施設収支計画書です。従来、指定管理期間につきましては、管理センター、みやま運動広場と同様に、5年の管理期間でありました。先ほどの議案第50号、第51号と同様に、まずはこの1年間で総合的な改善が見込めるかなど検討されたい旨の協議があり、単年度の指定管理期間となりました。この収支計画書、令和5年度のみでは、実績をもとに営業収入と見込んでおります。支出では、事務員給与手当等から、以下、消耗品費、光熱水費、修繕料、事務運営費、衛生費、施設整備費まで合わせて収入と同額で計画をしております。計画書の内容は以上のとおりとなります。

右側のページ、参考資料2を御覧ください。こちらは町の指定管理者選定委員会への候補者選定依頼書になります。

おめくりいただきまして、参考資料3を御覧ください。同委員会における選定結果書となります。候補者の選定に当たっては、3に記載のとおり、附帯意見を頂戴しております。2点です。①としまして、指定管理期間が1年となっておりますが、その先の令和6年度以降を見据え、令和5年度の積極的な展開に期待すること。2点目、②としまして、好調な土・日利用に対し、低調な平日の利用を促進するため、他の観光施設やイベントと連携して施設をPRするなど、新たな顧客獲得に向けた取組を期待するものです。となっております。

説明につきましては以上となります。御審議のほどお願いいたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 10番 齋 藤 先ほどから50号、51号、52号と、みやまの里さんのこの指定管理者のところを見ますとですね、メールアドレスがどれも入ってない状況下です。今の時代、メールアドレスやったりして、何か申込みとかかけたりするじゃないですか。若い人たちがそういうので入ってくるんじゃないかなと思うんですけども、町はよくいろんなところにコワーキングスペースつくったりとやっているんですけども、そういった仕組みをここに取り込めるようなお考えというのはないんですかね。
- 観光経済課長 御指摘ありがとうございます。メールアドレス記載するように努めてまいります。ないわけではないので、記載するように努めてまいります。以上です。
- 10番 齋 藤 分かりました。オリジナルのホームページはないんですか。町のホームページしかないんですかね。ちょっと見ると、松田町の中にこのいろんな施設のものが入っているみたいな感じなんですけども。その辺はいかがなんでしょうか。
- 観光経済課長 単独のホームページは持ってありません。町のホームページにていろんな情報の発信をしていると。ただですね、昨年来、コロナ禍における宿泊業の支援として、パソコン等の活用ということを掲げてやってまいりました。その中で、Go Toなんかがありまして、こういったものにしっかりとのっけていけるように、いろんなところの大手の旅行会社さん等に情報をですね、載せるようにいろいろ取組は進めておりますので、ちょっと単独のホームページというところにまだ至ってないんですけども、いろんな情報発信はしているということ

で御理解願います。

10番 齋 藤 ありがとうございます。そのようなこと、やっぱりやっていかないとね、申込みがないと思うんですよ。それとあと、よく例えば宿泊日がいつ空いてるとかというの出てきたりしますよね。ほかのホテルを調べると。テニスコートもしかり、グラウンドもいつ空いてるとかって、よく何か、そこを予約したいとかという仕組み。こういったことが今の若い人たちは簡単にやってしまうので、それによって集客ができる部分だと思うんでね、その辺の仕掛けをしていただいて、あとは先ほど町長言われたように、建物古くて、新しくしたって、お客さん来るとは限らないんですよ。古くても、Wi-Fi設備はあるんですかね、あそこには。そういう中で、何かのんびりと二、三日過ごして、何かをパソコンを使ってやりたい人とか出てくるんじゃないかなと思うんですけども、そういう仕掛けなんかも必要なかなって考えますけど、いかがですかね。

観光経済課長 いろいろ御提案ありがとうございます。先ほど申し上げているとおり、みやまの里全体でいろいろ今後のことを考えていこうという中に、今おっしゃっていただいた内容も含めて検討を重ねてまいりたいと考えます。

議 長 よろしいですか。ほかにはございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第52号松田町寄テニスコートの指定管理者の指定についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議

長 以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださいますようお願いいたします。

本日は大変御苦労さまでした。

(16時00分)